

平成26年3月12日

◎三石委員長 おはようございます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日からの委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《林業振興・環境部》

◎三石委員長 それでは、林業振興・環境部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村林業振興・環境部長 林業振興・環境部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、26年度の当初予算議案から御説明させていただきます。

お配りしております青いインデックスを張った資料の補足説明資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

当初予算の総括表でございます。一般会計の合計では195億1,000万円余りで、平成25年度当初予算に比べ35億2,000万円余りの増となっております。主な増加要因としましては、平成25年度の債務負担行為予算で計上しました木質バイオマス発電施設の整備に要する補助金の現年化に係る経費や、グリーンニューディール基金を活用した避難所や防災拠点への再生可能エネルギーの導入などに要する経費が大きく増加したことなどが上げられます。特別会計につきましては、以下書いておりますので、御確認をお願いいたします。

3 ページをお願いいたします。

主要事業の体系表でございますが、林業分野では、第2期産業振興計画に基づきまして、原木生産の拡大など、大きく6つの柱で推進を行っておりまして、新エネルギービジョンに基づきますエネルギー分野は4ページの一番下に記載をしております。また、5ページの環境分野では、第3次の環境基本計画に基づき、3つの柱で具体的な事業を進めております。

なお、事業名の左に角囲みで新あるいは拡の文字で記したところがございますけれども、これは新規事業及び拡充事業をそれぞれ示したものとなっております。主なものを御説明させていただきます。

3ページの原木生産の拡大の柱の、生産性の向上と原木の増産の、森林整備地域活動支援事業でございますが、森林経営計画の作成や施業の実施に必要な森林の現況調査、境界の確認など、施業の集約化の推進に必要な地域活動に対して支援を行うことに加えまして、新たに既存路網の簡易な改良に対して支援を行うよう拡充するものでございます。

その下の、大型製材工場に対応した原木の供給と皆伐後の更新推進に関する研究ですが、大型製材工場への原木供給を想定し、森林技術センターにおいて、皆伐や低コストで再造林が可能なエリアをGISを活用して明らかにし、円滑な原木供給と皆伐後の再造林を推進するためのシミュレーションなどを行うものでございます。

その下の、森林組合経営改善事業ですが、この事業では、森林組合の中期経営計画の進捗管理や見直しに対するフォローアップや森林施業プランナーの育成に係る支援を行っておりますが、新たに、経営基盤の強化に向けた森林組合の合併モデルプランの作成を行うよう拡充するものでございます。

その下の、CLT建築促進事業ですが、CLTを活用した木造建築を推進するため、CLTの普及や技術の蓄積、モデル建築物の整備などに係る経費を支援するとともに、CLTパネル工場の県内での整備に向け、市場調査や事業化への課題整理、適地調査などの必要な調査を新たに行うものでございます。

その下の、土佐材販売力抜本強化事業ですが、関東や震災復興の進む東北地方など、大きな木材需要が見込まれる大消費地をターゲットに県産材の販売拡大を図るため、船舶を活用した大規模輸送の取り組みに着手するとともに、首都圏等での営業活動の強化を新たに行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

下段の新エネルギー利用の推進の柱の、新エネルギーを産業振興に生かすのところの、新エネルギー導入促進事業は、グリーンニューディール基金を活用して、防災拠点等に災害時に必要となるエネルギー確保のための再生可能エネルギーや蓄電池の導入を支援し、災害に強い自立分散型のエネルギーシステムの導入を進めるものでございます。

5ページをお願いします。

中ほどの、環境への負荷の少ない循環型社会づくりの柱にあります生活環境の保全の、環境保全事業では、PM2.5を初めとする大気環境の監視体制を強化するため、監視機器を更新するなどの拡充を行うものでございます。

最後に、社会の基盤となる自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくりの、自然環境の保全の、希少動物保護対策事業では、絶滅のおそれがある野生動物の種の状況を把握するため、レッドデータブックの改訂を行うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

25年度の一般会計及び特別会計の補正予算議案についてでございます。

トータルをごらんいただきながらお聞きいただきたいと思いますけれども、増額分の主なものとしたしまして、国からの復興関連予算の使途の厳格化に伴いまして、返還要請がございまして、それに対応しての返還金が7億500万円余り、これは9ページの右下に白抜きの数字で上げておりますこの金額でございます。それから、国の平成25年度第1次補正

予算により配分を受けました森林整備加速化・林業再生事業費補助金7億300万円の基金への積み立てなどがございます。一方で、各事業におけます補助金や委託料などの執行残など、減額することとしておりまして、トータルで一般会計では10億7,000万円余りの増額の補正をお願いするということにしております。

また、県営林事業特別会計では、県行造林の公売に係る地主配分金の減などにより、9,600万円余りの減額の補正をお願いしております。あわせまして、県営林整備事業の債務負担行為の予算や、公共事業、災害復旧事業などによります繰越明許費もあわせてお願いしております。

次に、条例その他の議案でございます。特に資料ございませんが、口頭で説明させていただきます。

まず、高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案は、知事の権限に基づく事務を、協議の調いでした安芸市が処理できるようにするものでございます。

次に、高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案は、法律の一部改正等に伴い、同法の引用規定の整理をするものでございます。

次に、森林総合センター、また高知県立産業構造改善支援センター、また高知県立甫喜ヶ峰森林公園のそれぞれの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案は、消費税法の一部改正等を考慮し、それぞれの施設における利用料金や使用料、手数料を改正するものでございます。

また、高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案は、復興予算の用途厳格化について、国からの通知に基づいて基金の一部を国庫に返還することができるよう、必要な改正を行うものでございます。

次に、高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案は、消費税法の一部改正等を考慮し、利用料金や入園料、使用料を改正するものでございます。

続きまして、報告事項が3件ございます。

1件目は、第2期高知県産業振興計画についてでございます。2件目は、こうち型地域還流再エネ事業スキームの進捗状況についてでございます。3件目は、生物多様性地域戦略の策定についてを御報告させていただきます。

次に、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過等につきまして御報告をいたします。

お手元の資料の平成25年度各種審議会の審議経過等についてをごらんください。

当部の青いインデックスの後に、赤いインデックスで審議会経過とついているところがございます。こちらの表にございますように、それぞれ開催いたしております。

以上、総括的に御説明をいたしました但、詳細はそれぞれ担当の課長から御説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

◎三石委員長 はい。続いて、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎三石委員長 まず、林業環境政策課の説明を求めます。

◎高橋林業環境政策課長 林業環境政策課の議案について御説明いたします。

まず、平成26年度の当初予算について御説明いたします。

資料No.②の当初予算の議案説明書、372ページお願ひします。

こちらが、部の総括、予算の総括表になっています。一番上の林業環境政策課の欄をごらんいただきたいと思ひます。

当課の平成26年度の当初予算の総額は17億6,600万円余りで、ほぼ前年度並みの予算規模というふうになってございます。

次に、373ページをお願ひいたします。

歳入につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、8款の使用料及び手数料は、森林技術センターで行う試験の手数料が主なものでございます。

9款の国庫支出金は、職員の人件費の一部に充当しております林業普及指導事業交付金、それと森林・山村多面的機能発揮対策の交付金を計上したものです。

10款の財産収入は、森林整備加速化・林業再生基金の利子収入が主なものでございます。

次のページにかけてございます11款の寄附金、これは、森林環境税の趣旨に賛同して寄せられる寄附金収入を見込んだものです。

12款の繰入金、これは基金からの繰入金でございます、このうち3目の地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入金、これはいわゆる地域の元気交付金と呼ばれているもので、今回、森林技術センターの修繕工事請負費に充当しているものです。そのほか、森林環境保全基金、それと森林整備加速化・林業再生基金からの繰入金を計上しております。

14款の諸収入は、森林技術センターが行う林業試験研究の受託事業収入が主なものでございます。

続きまして、375ページからの歳出につきまして、右端の説明欄の記載に沿ひまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、1目の林業政策費のうち、1の人件費でございますが、これは次のページにかけてありますように、林業振興・環境部の林業関係職員のうち、国の補助金を含まない、いわゆる県費支弁の145人の職員の分、それと公共事務費に係る職員の人件費、これ73人お

るんですが、その一部分、これを計上したものです。

次に、2の森林諸費、それと3の企画調整費は、主に部内の調整事務などに要する経費でございます。

4の木の文化県構想推進事業費、これは、木の文化県高知にふさわしい木造建築物などを表彰する木の文化賞などに関する経費のほか、今回新たに、一番上の森林保全作業安全研修委託料、それとこのページの一番下の森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金を新たに計上してございます。これらはいずれも、今年度、国で新しく新設されました森林・山村多面的機能発揮対策交付金、これを財源とするものでございます。

まず、一番上の、森林保全作業安全研修委託料、これは、森林保全ボランティア活動を安全に行ってもらうために、初級者を対象にチェーンソーの使い方などの研修を行うもので、これまでは森林環境税を財源として実施してきたものでございます。

また、その下の、一番下の森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金、これは、里山整備を行うボランティア団体等に対して市町村が行う指導啓発事務費などについて支援する交付金を新しく計上したものでございます。

次に、377ページ、5の森林公園等管理運営費についてですが、これは、甫喜ヶ峰森林公園、それと森林研修センター情報交流館の管理運営を、それぞれ施設の指定管理者の一般社団法人高知県山林協会と情報交流館ネットワークに委託をするものでございます。

次に、6の県民参加の森づくり推進費です。これは、森林環境税を活用した事業でございます。

まず、一番上の高知県森林環境保全基金運営委員会委員報酬、これは、10人の委員に対しまして、森林環境税が有効に活用されているかどうかなどの審査を行っていただくための経費でございます。

その下の、森林環境税の情報誌の作成等の委託料ですが、これは、森林環境税を使ったさまざまな取り組みや木の文化等に対する情報を県民の皆様にはわかりやすく伝え、森林に対する理解や関心を深めていただくため、本日ちょっと皆様方のお手元にこういった「mamori」という雑誌を配付させていただいておりますが、こういった情報誌を、年2回つくりまして、小中学校あるいはコンビニ、銀行とか、目の届くところへ配布をしているというものでございます。

次に、パンフレット等作成委託料でございますが、森林環境税を使った森林環境学習等の普及啓発に資するよう、今回はターゲットを絞った形で戦略的な広報を行っているものでございます。

その次の、こうち山の日県民参加支援事業委託料は、幅広く県民からの参加を募って行う森林保全ボランティア活動の支援業務を、こうち山の日ボランティアネットワークに委託をして行っているものです。

その次の、こうち山の日推進事業補助金は、こうち山の日に関する普及啓発や森林保全活動などの取り組みのほか、学校等に専門の講師を派遣して行う山の日先生派遣事業に対しまして、公益社団法人高知県森と緑の会を通じて補助するものです。

その下の、山の学習支援事業費補助金は、総合的な学習の時間などを活用しまして、年間を通じて森林環境教育を実施する小中学校等の取り組みに対して助成を行っているものです。

次の7の森林環境保全基金積立金ですが、森林環境税の税収相当分、それと運用益、それに個人からの寄附金を森林環境保全基金へ積み立てを行っているものです。

その下、8の森林整備加速化・林業再生基金積立金、これは、基金の運用利息相当分の積み立てを行うものです。

次に、378ページをお願いいたします。

2目の林業試験研究費でございます。

1の森林技術センター管理運営費では、事務所の清掃や警備などの委託料、それからセンター敷地内の除草や剪定など維持管理の委託、それから試験機器の保守点検委託などを計上しておりますほか、修繕工事請負費は、先ほど財源のところでも少し申し上げましたが、これは森林技術センターの構内に平成10年度に設置しました木製の防護柵、これの修繕に要する経費でございます。

それから、2の林業試験研究費は、森林技術センターで行う試験研究費でございます。来年度は、本格架線の集材システムに関する研究などの継続研究に加えまして、新たに、先ほど部長の総括説明でもございましたが、大型製材工場の稼働に対応した原木の供給と皆伐後の森林の更新、推進に関する研究など、産業振興計画の推進に直結する研究を中心に、民間企業等とも連携しながら積極的に取り組むということにしています。

最後に、2項の環境費の1目環境政策費では、1の環境企画費といたしまして、高知県環境審議会の開催や環境白書の発行等の経費を計上してございます。

以上で本課の当初予算案についての説明は終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料No.④の補正予算の議案説明書、185ページになります。

また部の補正予算の総括表がございますが、その一番上に当課の分がございます。

当課の今回の補正額は、14億1,900万円余りの増額となっています。その具体的な内容、それから186ページの歳入につきましては、歳出の内容にあわせて御説明させていただきます。

187ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の人件費ですが、これは、当部の林業分野での人事交流で宿毛市から派遣をいただいている職員の人件費に係る負担金でございます。

次の2の森林諸費の国庫支出金精算返納金、それとその下にある5の森林整備加速化・林業再生基金積立金、これにつきましては別途補足説明資料をつけてございますので、そちらで説明させていただきます。

補足説明資料をごらんください。林業環境政策課の赤いインデックスがついてるページをお開きいただきたいと思います。

9ページでございます。高知県森林整備加速化・林業再生基金についてと、ワンペーパーで少しお話をさせていただきます。

この加速化基金ですが、これにつきましては、もう皆さん御案内のように、平成21年度の国の経済危機対策により、35億円の補助金を原資に創設をしていこう、平成23年度には東日本大震災からの復興を目的とした国の補正に合わせて52億円、それからまた24年度末には23億円余りの追加積み立てを行い、現在に至るところでございます。このうち平成23年度に積み立てを行いましたいわゆる復興関連予算分につきましては、1の経緯のところの4段落目、こうした中というところに記載していますが、ここに書いてますように、昨年7月に農林水産大臣から、復興関連予算で造成された全国向けの事業に関する基金については、被災地に対する事業に用途を厳格化した上で、それ以外の事業については、執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額を国に返還するよう要請されているところでございます。

この要請通知に従いまして、本県の復興関連予算分の執行状況と返還額をまとめたものが、このページの一番右下の(4)返還額(案)と表示した表でございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

本県が復興関連予算として平成23年度末に基金造成した52億円のうち、B欄の平成24年度に既に執行済みであった金額、約21億円で、これは高知おおとよ製材の大型製材施設、加工施設への整備補助などが主なものでございます。また、その下のC欄の平成25年度に執行済みと認められてるものにつきましては、平成25年度当初予算の際に債務負担行為をお願いいたしまして、今回、当初予算で現年化分を予算計上しております木質バイオマスの発電施設の整備の助成金、これなどを含んで23億円余りがございます。これらを差し引いた残額、つまり今回国に返還する額というのは、D欄に記載しております7億570万1,000円ということになります。

次に、今回の基金の追加積み立てについて御説明させていただきます。

上の(1)の経緯のところの最後の段落、一方でというところで書いていますが、今回の積み立ては、消費税率の引き上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業、木材産業の成長産業化を実現することを目的に、総合的な緊急対策として実施するものでございます。金額といたしましては、2の(1)の積立等の状況の表の平成25年度案のところに記載をしておりますとおり、7億300万円でございます。

今回積み立てる基金の使途、使い道としましては、2の(2)の事業の執行状況の表の平成26年度(案)の欄の数字のうち、上から3段目の林内路網の整備、その3つ下にございます木材加工流通施設等の整備など、木材需要の創出や国産材の安定的、効率的な供給体制の構築などに寄与する事業の財源として充当することとしています。

加速化基金に関する説明は以上でございます。

それでは、再び資料④補正予算の議案説明書の187ページにお戻りください。

3の県民参加の森づくり推進費の、山の学習支援事業費補助金の減額でございますが、この事業は、本年度から森林環境税の第3期がスタートするに当たり、森林環境学習の一層の拡充を目的としまして、平成24年度の予算に比べ300万円の増額の予算を確保し、その積極的な活用を推進してきたところです。その結果、交付決定のベースでは、昨年度24年度の実績に比べまして300万円ほど増加をしておりますが、年度途中での事業のカリキュラムの変更が難しいという学校側の事情もございまして、最終的に全額を使い切れずに不用額が生じたものです。

4の森林環境保全基金積立金は、平成25年度の税収額が当初の予算額を上回る見込みとなったため、増額をするものです。

続きまして、当課が所管をする条例議案について御説明させていただきます。

資料No.⑤条例その他議案の議案書の目次をごらんいただきたいと思います。

71号議案からが当課の所管分です。71号議案の森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案、それと第72号議案の高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案、それから73号議案の高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案、その次の第74号議案の高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案の4つがございます。それぞれの議案の改正内容について簡単に御説明させていただきます。

資料⑥の条例その他議案の説明書の12ページをごらんいただきたいと思います。条例改正の理由を書いたところでございます。

森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正議案は、ここに記載をしておりますように、消費税率の引き上げに伴い、高知県立森林技術センターの使用料及び手数料並びに高知県立森林研修センターの利用料金及び使用料の額に、税率の引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう、必要な改正を行うようにしたものでございます。具体的に申し上げますと、森林技術センターが行う、例えば木材の強度でありますとか音響性能などの分析試験を行う手数料などの表示の金額を、税抜きの金額の表示に変更するものでございます。

その下の、高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正議案、それから次の13ページの一番上にございます高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び

管理に関する条例議案の一部改正につきましても、同じく消費税率の引き上げに伴う必要な改正を行うものでございます。

次の、高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正につきましては、先ほど補正予算で御説明しましたように、当基金事業の用途の厳格化についての国の通知に基づき、基金を解散する前に基金の一部を国庫に返還することができるように改正するものでございます。

具体的には、この資料の302ページに新旧対照表が載っています。

第5条の基金の処分に関する条項、新旧対照表がございしますが、第5条の基金の処分に関する条項にアンダーラインを引いておりますが、このただし書きを、「基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りではない」という文言を追加するものでございます。

以上で林業環境政策課の議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 はい。質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 山の学習の委託先はどこになりますか。

◎高橋林業環境政策課長 山の学習は、補助金の形になっていまして、基本的に小中学校の取り組みに対して出しているものです。市町村を通じて、市町村教委とかそういった形で。

◎坂本（孝）委員 それはどういう学習内容になっていますか、今。内容とか頻度。

◎高橋林業環境政策課長 頻度とか事業量的には、基本的に年間を通して学校で、1回だけじゃなくて何回か授業で学習する、例えば山へ行って見てもらうとか、そういったことを支援するものでございまして、来年度の想定としては大体56校をぐらい予定しています。

◎坂本（孝）委員 56校ですか。300万円増額して、100万円減っています。ほんで1,200万円になったということは、前年度は1,000万円だったという計算になります。それで去年と同じ、あるいはそれ以上の成果が望める見通しですか。

◎高橋林業環境政策課長 これにつきましては、過去の分を見てみますと、例えば24年度で46校、3,900人ぐらいの生徒に使っていただいています。25年度の見込みですが、47校、1校増加して、4,200人ぐらいと。教委にうちの担当も行きまして、いろんな場でこういう事業を活用してくださいとPRもして、それで来年度新しくやりたいというところも出てきております。そういったところで、必要な予算額を確保しているという状況です。

◎加藤副委員長 この国庫に返納する基金、これどういう理屈立てで震災復興ということであつたのか。

◎高橋林業環境政策課長 もともと、被災地への支援ということで、被災地で必要な木材を供給するというので、そこだけじゃなくて全体を全国で押し出していく、その必要なもの、高知県から直に行くというよりも、全体でいくと、例えば関東周辺の材が足らなくなれば順番に押し出していく、そういった国全体として支援体制をつくりましょうというのがもともと国の考え方。それに国と協議してこの事業だったらいけるというものを計画していたところでございます。

◎加藤副委員長 なぜ返納することになったんですか。その理屈立て。

◎高橋林業環境政策課長 県として考えれば、国と協議しながらきちっと計画的に使うこととしておりましたけども、直接、被災地の復興が見える形で使っているものじゃないとだめだという国の使途の厳格化ということが出てきまして、国との話の中で、国の通知に従って今回返納することにしたものでございます。

◎横山委員 復興予算を国が組んで、県がこの加速化基金に積み立て、いろいろ執行しよったと。県としては25年度の予算で組んでます、それで県として国へこの予算についてどういう働きかけをした経過があるがですか。

◎高橋林業環境政策課長 去年の7月ぐらいに国からこういう通知が出まして、先ほど申しました7億円ぐらいが県として国に返還せないかん額になりました。その分は基本的に林内路網の整備とかに26年度予算で充てましょうという計画をしていたものでございまして、その部分の財源について、別途そういったところも配慮をお願いしたいという要望もしておったところでございます。今回たまたまというか、国で消費税対策ということで経済補正が出てきましたんで、そこともあわせて、結果として見ればその分の財源が埋まったという感じでございます。

◎横山委員 本当プラス・マイナスで、基金的には変わらないという、そんな思いもするのですが、25年度に一応予定してセーフになった、その大きなものはどういう事業がありますか。

◎高橋林業環境政策課長 それは先ほど申しましたバイオマスの発電施設。

◎横山委員 バイオマスだけですか。

◎高橋林業環境政策課長 それが去年、債務負担行為として議決をいただいておりますので、その分が大きいと。

◎吉良委員 条例議案でお聞きしたいんですけども、指定管理者、この条例にかかわって施設で指定管理者に委託してるのはどれとどれですか。

◎高橋林業環境政策課長 甫喜ヶ峰の森林公園と、それから森林技術センターの情報交流館の管理運営の部分でございます。

◎吉良委員 この産業構造改善支援センターは直営ですか。

◎高橋林業環境政策課長 あそこはですね、別に研修を行ってる財団があるんですが、基

本的に、施設としては県が直の管理になってますので、これはもともと県が工業なんかと一緒にやった名残の林業の分ですので、技術センターの敷地の中にある分で、これは県でやっています。

◎吉良委員 指定管理になってるところは課税されるんで、消費税、これはその団体にお任せするしかないわけですがけれども、それであっても、今、自営業者含めて、安易に転嫁できないと。もう涙をのんで、この5%のときもそうですけれども、課税せずに頑張ってきて、今回ももうどうしようかという自営業者たくさんあるわけですね。その中で、やはり指定管理者に対しても、安易な課税は控えるよう指導なさるのが筋じゃないかと。ずうたい大きいわけですから。それが1つあります。

それから、税を抜いて自動的に直営の分も含めて利用料や使用料が引き上げになっていくということについても、これは首肯しかねる思いがするわけです。いろんな県民を含めて経営者がこの課税に対して頑張ってる中で、この県関係の施設が軒並み、ここだけじゃありませんけれども、課していくと、しかも地方消費税の増収分もあるわけですので、それらについて吸収して、これ以上の負担はかけないと、ひとまずはという判断はなさらなかったのかどうか、ちょっと伺わせていただきたい。

◎高橋林業環境政策課長 部といたしまして、基本的にまず人件費ばっかりのもの、そもそも非課税のもの、こういったものは今回引き上げを見送ったものもございます。部内の分で少し具体的に申し上げますと、林業改革課が所管してるものでございますが、種苗の生産事業者の登録の手数料とかについては、基本的に人件費がメインということ、今回引き上げを見送っています。それからまた、環境の分におきまして、もともと非課税のものが幾つかございまして、環境対策課の所管する分ですが、それについても今回引き上げを見送ったものもございます。基本的には、ただ、うちが所管している例えば試験研究の機器の使用料とか、こういったものにつきましては、そのものの維持経費もかかりますし、それから減価償却も含めて全体でやっておりますことと、それからもともと今の単価の中に消費税5%を織り込んだ形で設定しておりましたので、今回税率が上がるということで、割り戻しの形をとったということをございます。

◎吉良委員 手数料とかは課税対象じゃありませんので、それにまた課税するのは本来おかしいことだと思うわけです。それで、さっきも人件費の分は除いたといいますけれども、いずれにしても、今回のこの全庁的な消費税に対応する引き上げに関しては、全て徴税で自動的に組み込まれるわけですから、政策的判断も、それから議会を通すこともなく、今後、手数料や使用料が決まっていくことになるので、これは極めて憂慮すべき問題だと考えています。そういう意味では、ぜひ県民の立場に立って、そして産業振興の立場にも立って、安易な課税はさせないという立場で見直しするよう一応要請をしておきます。

◎坂本（孝）委員 消費税の話が出ましたけど、林業関係だけでなく、県が委託してる団体いっぱいあると思いますけど、そういう場合、消費税について契約書の中に、消費税の対象になるもの、ならないものあるわけですので、ここの事業については消費税の対象になりませんというのを契約の中にうたい込んでいくということもしないと、受けるほうも出すほうも多分どれが対象になるかならないかをかっちり理解してないと思うわけです。そこな辺をもう一度精査してもらって、この部分については必要ですよ、この事業は消費税は必要ないですよというものをちゃんと精査して、契約書の中にうたい込んでいくと。林業だけじゃなくてほかの部局にもこのことはお伝えしたいと思います。

◎高橋林業環境政策課長 基本的な消費税の取り扱いは、県庁内でいったら財政課がメインでやっておりますので、そういった御意見があったことはお伝えをさせていただきたいと思います。

◎三石委員長 甫喜ヶ峰の森林公園の管理運営1,757万円弱ついてますけど、どういう管理運営をされてるのか、もう少し具体的に教えていただきたい、それと利用状況、そこらあたり教えていただきたいんですけど。

◎高橋林業環境政策課長 甫喜ヶ峰についても、御案内のように植樹祭でできて、それ以降、最初オープンのときはかなりの人数が来ておりました。最近は大体利用者が5万人前後ぐらいです。ことしの状況も見たんですが、それほど最近大きな変化はなくて、徐々に少しふえてるというところです。特に、去年はマスコミのほうで、もみじがきれいだということが報道がされたようで、そのシーズンに結構一般の方が来られたということなんかもございます。あとは、よく学校の自然環境の学習的なものとか、あるいは遠足的なものとか、それからキャンプもございますし、そういったところで利用されている状況です。

◎三石委員長 大まかに今言われましたけど、学校関係も含めた一般、そこでわかんないですか、数字は。大体大まか。余り変わってないようなこと言われてますが。もうちょっと詳しく。あります、今。例えば小学校が約何名とか、中学校が何名、高等学校が何名、一般がどれくらいというのは、すぐわかりますか。

◎高橋林業環境政策課長 甫喜ヶ峰の利用の状況につきまして、具体的にどういう団体が何人というところまでちょっと今手元にはございません。全体の月別の入園者であるとか、その中のキャンプ場の利用、研修館の利用の人数、そういったところの把握は一応してございますが。

◎三石委員長 アピールはしてるんですか。こういういいところだからぜひ来ていただいて研修をしてもらいたいという、働きかけ、アピールは具体的にやられてるんですか。

◎高橋林業環境政策課長 一応、ホームページなんかございます。ただ、それだけじゃちょっと、見ていただけるということには、なかなかかなりにくいところもあるので、今考えてるのは、当課で公式のフェイスブックをつくりたいと、そこで積極的に利用の呼びかけ

もしていきたいと考えています。

◎三石委員長 はい、わかりました。

以上で質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎三石委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎山中森づくり推進課長 まず、平成26年度の当初予算について説明させていただきます。

資料No.2、議案説明書当初予算の380ページをお開きください。

歳入につきましては、事業に伴います国庫補助金や国の交付金を積み立てた基金等がございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

382ページをお開きください。

右端の説明欄1の森林整備公社助成事業費の森林整備公社造林事業費補助金ですが、これは、公社営林の整備を行うために国庫補助事業を導入し、除間伐や作業道の開設等の森林整備事業の実施に対して助成するものです。

次に、森林整備公社利子助成補助金は、日本政策金融公庫から調達した造林に要した資金の利払いについて、公社の経営を支援するために助成するものです。

森林整備公社経営改善事業費補助金ですが、第10期経営計画に基づき森林整備公社が取り組みます経営改善のための非経済林の評価や分収割合の見直し等の作業に必要な経費の支援を行うものです。

森林整備公社貸付金は、日本政策金融公庫からの借入金の償還及び公社経営に必要な資金を貸し付けるものです。

次の383ページの2の森林組合経営改善事業費の森林組合経営改善事業費補助金は、森林組合が策定した中期経営計画の進捗管理及び見直しに対するフォローアップや、経営基盤の強化に向けた合併モデルプランの作成、森林施業プランナーの育成に必要な経費を支援するものです。

次に、4の森林研修センター研修館管理運営費の管理運営委託料です。香美市の森林研修センター研修館の管理運営を、指定管理者である公益財団法人高知県山村林業振興基金に委託するものです。

施設整備工事請負費です。これは、森林研修センター研修館宿泊室の空調機器機能の向上を図るための空調機器機能向上電気設備工事費です。

次に、5の人づくり推進事業費の労働環境改善計画事前審査業務委託料です。これは、林業労働力の確保の促進に関する法律で定められた林業事業体が策定する労働環境の改善などに係る雇用改善計画の認定のための事前審査を委託により実施するものです。

新規就業者職業紹介アドバイザー業務委託料は、新規就業者を確保していくために、就業希望者と林業事業体それぞれの要望に応じた就業相談や情報提供などが効果的に行えるよう、アドバイザーの設置を高知県林業労働力確保支援センターに委託するものです。

384ページをお開きください。

森林整備担い手確保育成対策事業費補助金は、林業事業体が支出する林業退職金共済制度掛金への支援を行うものです。

林業労働力確保支援センター事業費補助金は、林業労働力確保支援センターが行う就業者の確保のための情報収集や高校生へのPR活動、林業に必要な技術研修など、林業技術者や後継者育成のための各種研修事業などの事業に補助し、林業労働力の確保及び技術力向上のための支援体制を整備することとしています。

林業労働安全衛生対策事業費補助金は、振動障害等を予防するため、一人親方等を対象とした特殊診断と、林業事業体が行う雇用者の労働安全確保のための安全防具購入などに対して補助するものです。

副業型林家育成支援事業費補助金は、副業的に林業に取り組もうとする者に、現場でのOJTによる技術研修などを行っている団体を公募で選定し、その活動を支援するものです。

特用林産業新規就業者支援事業費補助金は、新規に特用林産業に携わろうとする者に対して、市町村が生産技術を習得するための研修助成金及び研修指導者に謝金を支給する場合、その経費の一部を補助するものです。

車両系木材伐出機械危険防止設備事業費補助金です。これは、車両系木材伐出機械を用いた作業の危険防止のため必要とする設備の整備を支援するものです。

次に、6の森林林業活性化推進費の林業労働力等調査委託料は、林業労働者の就労状況、林業機械器具及び素材生産量に関する調査業務等を委託するものです。

林業労働力活用システム開発委託料は、林業労働力を継続して育成確保していくために必要な労働者のデータを整理、活用するシステムの開発を委託するものです。

事務費につきましては、林業普及指導員の活動等に要する経費です。

次に、7の森林計画事業費です。これは、森林法に基づいて民有林の適正な管理運営を行うための地域森林計画の策定などを行う事業です。

385ページに入りまして、項目の2つ目にあります森林情報管理システム保守委託料は、県下の森林情報を管理する森林情報管理システムの保守を委託するものです。

森林計画修正委託料及び次の森林計画データ入力委託料は、地域森林計画に附属する森林計画図の修正や間伐施業履歴データ等の森林情報管理システムへの入力を委託しようとするものです。

事務費は、森林情報管理システムデータ基盤整備のためのデジタルオルソ画像購入費等

です。

次に、8の森林整備地域活動支援事業費です。

森林整備地域活動支援交付金は、森林経営計画の作成のために必要な森林調査、間伐等森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、合意形成活動、既存路網の簡易な改良等への支援を通じて、適正な森林整備を促進しようとするものです。

次は、9の森林管理適正化支援事業費です。

森林境界明確化促進事業費補助金は、路網の整備を予定している森林を対象に、市町村や森林組合、林業事業者等が森林の境界を明確化するための活動に対して補助するものです。

10の森林整備地域活動支援基金積立金は、森林整備地域活動交付金事業実施のための基金を積み立てるものですが、26年度は基金の運用利息の積み立てとなっております。

次の11の県営林事業特別会計繰出金は、後ほど説明します県営林事業特別会計を維持するために一般会計から所要の資金を繰り出すものです。

続きまして、県営林事業特別会計です。

791ページをお開きください。

歳入は、収入間伐等に伴います財産売却収入、一般会計からの繰入金等です。

歳出の主な事業について御説明します。

792ページをお開きください。

科目欄1、造林費の説明欄1、県営林造林事業費の事業実施委託料ですが、これは、県営林事業のうち保育事業や境界管理、現地調査などを森林整備公社へ委託して実施するための委託料です。

科目欄2、収穫事業費の1、立木処分費は、県行造林の公売等を行う地主分配金です。

793ページの事業費は、主に県営林特別会計の消費税の確定申告等に伴い納税を行うものです。

科目欄3、事業管理費の1、事業管理費のうち主なものとしましては、県営林を活用したプロポーザル方式により間伐等の整備を行う県営林整備事業に係る負担金などです。

事業費は、非常勤職員の人件費や、県営林から搬出された間伐材等の森林組合連合会木材共販所販売手数料などです。

2、地方債元利償還金は、地方公共団体金融機構から借り入れた県営林整備のための借入金の元利償還金と、あわせて県行造林における分収林契約の満了に伴い、借入金の繰上償還を実施するものです。

続きまして、債務負担行為の御説明をさせていただきます。

795ページをお開きください。

当該年度に係る分ですが、先ほど御説明いたしました、県営林を活用したプロポーザ

ル事業を6カ年計画で行うことから、平成26年度から31年度までの債務負担行為をお願いするものです。また、過年度議決に係る分は、前年度末までの支出見込み額と当該年度以降の支出予定額です。

以上が当初予算の主なものでございます。

次に、平成25年度の補正予算について説明させていただきます。

資料No.4の議案説明書補正予算の189ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、歳出に連動して歳入が変動したものです。

なお、諸収入につきましては、森林整備公社から県貸付金の一部返済を受けるものです。

歳出について御説明します。

190ページからが歳出となっています。

まず、科目3の森づくり推進費の1の森林整備公社助成事業費です。

森林整備公社利子助成補助金の減は、平成25年9月及び平成26年3月償還予定の市中金融機関の長期借入金を、金融機関との協議により平成25年4月に繰上償還したことにより、支払い利息が減となったものです。

森林整備公社経営改善事業費補助金の減は、経営改革に向けた取り組みに係る立木調査委託料の入札残などによるものです。

2の人づくり推進事業費、森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の減は、林業退職金共済掛金の助成対象とならない国有林等の公的森林整備への従事日数が計画を上回ったため、補助対象日数が計画を下回ったことによるものです。

林業労働力確保支援センター事業費補助金の減は、林業技術者養成研修において、林内作業員運転業務の研修が国の取り扱ひの変更で不要になったことから、研修を中止したことに加え、助成対象としている賃金や旅費の単価が計画を下回ったこと、安全防具購入に対する助成対象者が計画を下回ったことなどによるものです。

特用林産新規就業者支援事業費補助金の減は、研修生が体調を崩し、途中離脱により、研修助成金等が減となったことによるものです。

191ページに入りまして、3の森林整備地域活動支援事業費の森林整備地域活動支援交付金は、今年度から事後申請方式から事前申請方式に変更となり、その対応に期間を要したため事業実施期間が短くなったことや、森林所有者の同意が得られずに計画どおりの実施が見込めないことから、交付金が減少したものです。

持続的森林経営確立総合対策実践事業費補助金については、今年度、国において新たに創設された事業であり、その対応に期間を要したため事業実施期間が短くなったことなどにより、計画どおりの実施が見込めないことから、補助金が減少したものです。

4の森林管理適正化事業費の森林境界明確化促進事業費補助金の減は、現地調査の結

果、補助の対象とならない天然林が含まれていたことや、事業実施予定区に隣接する森林所有者から同意が得られなかったことから、事業実施面積が減少したことなどによるものです。

6の県営林特別会計繰出金の減は、後ほど御説明します県営林特別会計において、県営林森林整備事業に係る負担金や公売に係る立木評価費の減に伴い、一般会計からの繰出金を減額補正しようとするものです。

続きまして、繰越明許費の御説明をさせていただきます。

192ページをお開きください。

森林整備公社助成事業費の繰り越しでございます。これは、国の事業を活用し、公社が行う利用間伐などの森林整備事業に対して補助を行うものですが、間伐や作業道開設に必要な土地所有者との協議に日時を要し、年度内に事業が完了できない箇所を繰り越すものです。

続きまして、県営林特別会計を御説明します。

374ページをお開きください。

科目欄1、造林費の説明欄1、県営林造林事業費の事業実施委託料は、森林整備公社へ委託する間伐事業及び作業道開設事業の入札残と、作業道開設工事において土質が良好であったため、丸太削孔を取りやめたことなどに伴い、委託料を減額するものです。

科目欄2、収穫事業費の立木処分地主分配金は、公売に係る土地所有者との交渉に時間を要したことで公売に至らなかったことなどにより、計画を下回ったものです。

事業費は、前年度の立木公売による収入が当初見込みを下回ったことにより、消費税納付額が減となったものです。

376ページをお開きください。

科目欄3、事業管理費の県営林整備事業費負担金は、新規に予定していた2事業地のうち1事業地に応募がなく未実施となったこと、現地の状況に合わせて集材方法の見直しを行ったこと、例年より早い降雪で事業量を縮小せざるを得なくなったことなどにより事業費が減額となりましことから、負担金に不用が生じたものです。

事業費の減は、間伐材等の高知県森林組合連合会木材共販所への出材量が当初見込みを下回り、販売手数料などの支出が減となったことによるものです。

次に、債務負担の御説明をさせていただきます。

377ページをごらんください。

平成22年度及び23年度に協定を締結しました県営林整備事業費負担金について、消費税率の引き上げに伴い、平成26年度以降の債務負担額が増額となるものです。

続きまして、当課が所管します条例議案について御説明させていただきます。

資料No.6、議案説明書条例その他の12ページをお開きください。

真ん中の71号議案の森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。これは、ここに記載してありますとおり、消費税率の引き上げに伴い、高知県立森林研修センターの利用料金及び使用料の額の引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう、必要な改正をするものです。具体的には、税抜きの金額表示に変更するものです。

森づくり推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 はい、質疑を行います。

◎溝淵委員 林業も本当に今、前向きに取り組んでることは承知してますが、そんな中で、森林組合の経営改善など、林業を元気にするには、ここが相当な活動もしていけないと、いろんなことの中でも大事な部分だと思いますね、合併モデルプランを作成したり森林施業プランナーの育成とか毎年やってきてるんですが、合併の問題とかプランナーの育成なんかの成果はどんな面で今出てきてるんですか。

◎山中森づくり推進課長 森林組合の経営ビジョン、中期経営計画の策定ですが、23森林組合のうち、今年度で22森林組合が策定を終わりました。森林施業プランナーですけれども、これまで、120名の森林施業プランナーの育成を行っております。森林組合の経営改善には取り組んでいるんですけれども、特に平成24年度は木材価格が大幅に下落したことなどもありまして、経営状況が非常によくない状況でありました。そのため、経営基盤強化を図らなくてはならないということで、来年度、合併モデルプランの作成を行いたいと考えております。

◎溝淵委員 総合的に林業を活性化するには相当いろんなものが必要なことはわかるんで、そんな中でも、森林組合が実際行動する部分も多いですし、そこが元気になるために、山の木が下がってたのが大分上がったとか、そういう面が森林組合へどんな影響を与えていくのかなという思いもするんですが、今後、組合との林業活性化していくための取り組み、合併の進捗なんか含めて、全体的にどういう将来ビジョンを部長として持つてるか、ちょっと聞いておきたい。

◎田村林業振興・環境部長 おっしゃるように、県内の林業を進める上の中核組織が森林組合ですんで、ここを強化しないといろんな意味で進まないと思ってます。それで、1つは、数の問題があると思います。今23と言いましたけれども、例えば農協、漁協とかと比べても、森林組合の数、まだ非常に多いと思います。他県に比べてもやっぱり多いんじゃないかと思ってますんで、これは前年度やったかな、四万十町は合併がされてますけれども、もう少し規模を大きくして体質強化をする必要があると思っておりまして、来年度、森林組合連合会でも大きく合併をしていくプラン自体は持ってますけれども、ただそのプランがなかなか進まないという問題があって、これは一つ一つきちっと進めていって実績を積んでいく必要があるということで、来年度、四万十市について、少なくとも1市は1組

合になってもらいたいという、それは市そのものもそういう考え持っていたらいいと思うので、例えば四万十市を一つのモデルとして実際にもう進めていこうというのが1つです。それから、嶺北地域はそれぞれの市町村で組合がありますけれども、これは地域としてもまとまりがありますし、組合によっては極端に力の弱いところもありますので、ここはぜひ合併をして進めていきたいということで、とりあえず来年度はこの2つをモデルに進めていきたいと考えてます。

それで、あとは、特に昨年末に森林組合連合会、組合に集まっていたらいいお話したのは、将来的に安定的に経営していくためには毎年一定の施業地を確保していく必要があるだろうと。そのためには、例えば森の工場もあるんですけども、それ以前のベースとして、さっきも森林境界の話とかが出てきてましたけれども、やはり森林境界の明確化をして、それに基づいて、例えば森の工場を整備するとか、あるいは森林経営計画を立てるとか、そういうことをやっていく必要があるということで、合併の話と森林境界の明確化、これはぜひ力を入れてやっていかないといけないんじゃないですかというお話もさしていただいているという、県としてそこを支援していきたいという考え方でございます。

◎溝淵委員 森林組合も本当に、もうちっちゃい組合からいろいろなことも今まで聞いてます、やはりある程度の組織でないといろんな仕事ができづらい部分もあると思いますし、それから連携のことも含めて、大分林業関係も、いろんな会に行っても、若い組も多くなってきてますので、そんな組も取り入れて、組織として頑張れる方向にもっと努力をしていただきたいと思いますと要望しておきます。

◎横山委員 382ページの右の森林整備公社について、まず、森林整備公社造林事業費補助金2億4,000万円ぐらい組まれてるわけですが、それで、地権者とのいろいろ話し合いがなかなか厳しい結果として今年度繰り越しされた。しかし、また新たにこういう予算を組んで、事業が消化できるのかということについて、どういう考え方を持ってますか。

◎山中森づくり推進課長 繰り越しをしまして、今ずっと所有者と交渉を続けていますけれども、大分了解を得て、繰り越しの額も計上している額よりは少なくて済む見込みになっております。森林整備公社につきましては、年平均収入間伐を400ヘクタール近く毎年計画するようにしております。繰り越しも含めまして、来年度の予算も含めまして、400ヘクタールぐらいの収入間伐が確保できる予定です。

◎横山委員 それで、補助金を出して事業は、26年度の中で執行できるということですね。それで次に、森林整備公社利子助成補助金1億3,800万円、1億4,000万円ぐらいつけてますが、この県の貸し付けですかね、森林整備公社が借っておる全体的な金額ですが、これに280億円、300億円とかの中にその利子がつくわけで、それを県が負担するとか補助するとかという形ですが、全体的には何ぼになってますか。

◎山中森づくり推進課長 利子助成補助金は、市中金融機関につきましては、繰上償還し

まして、借入金ゼロになりました。日本政策金融公庫からの借入金が約64億円残っております。それについての利子助成補助金です。

◎横山委員 県がそういう形でないと、森林整備公社に対する貸付金がなかなか減らないとの思いがあったのですが、それで、残っている政策金融公庫の64億円、利子とかいうのですが、民間はなかったですか。銀行はなかったですか。

◎山中森づくり推進課長 今年度繰上償還しまして、市中金融機関の借入金はゼロになりました。

◎横山委員 380万1,000円、繰上償還することによって、利子負担が軽減されちようわけですが、将来的な計画はどうなってますか。なかなか厳しいという話は十分承知してありますが、政策金融公庫、これが一番のがんですので、政策金融公庫に対する繰上償還等々についての考え方はどうですか。

◎山中森づくり推進課長 公社問題は本県だけの問題ではありませんので、全国で公社を抱える県で全国協議会、28府県です。それから、森林県連合34府県でつくりまして、国に対しては毎年要望はしておりますが、なかなか現在のところ繰上償還を認めてもらっている状況にはありません。

◎横山委員 今までも森林整備公社が事業をやることによって、戦後の雇用とか、あるいは森林整備とかという役割を果たしたことは評価されるかと思うのですが、その結果としてたくさんの借入金が残って、県費の中で補助しながらやっておるという現状ですのでよね、そこらあたりもできるだけやっぱり県民に負担かからないように、最終的にね。今後も続けていっていただけたらと思うのですが、そこらあたり何かありますか。

◎山中森づくり推進課長 先ほどお話ししました森林県連合とか全国協議会でこれまでもずっと要望を続けてまいりまして、特別交付税、利子助成補助金とかする場合は特別交付税をいただけるようになりました、国から。その特別交付税を充てて利子助成補助金を出しております。引き続き、特別交付税が続けていただけるように、これについても要望はしております。

◎横山委員 特別交付税は2年前ぐらいでしたかね。交付税として交付税措置されるのは、各県の森林整備公社が同じような状況で、国への働きかけで特別交付税が設置されて、都道府県にある程度交付税として配分されたというのは2年ぐらい前でしたかね。

◎山中森づくり推進課長 5年ぐらい前。誤解のないように念のために申し上げますと、ここで利子助成補助金として支出しておりますのは全て特別交付金を充てておりますので、県民負担ということではございません。

◎横山委員 特別交付税ですので、使途が大体決まっていますので、そう思うのですが、県から貸し付けし、補助金を出したりして森林整備公社の事業が成り立つよう県費をずっと使ってきた経緯があるわけですから、それは十分わかっています。特別交付税が国のほうで

積み立てた中で、都道府県を応援したことはわかっていますが、そこらあたり、今大変、明るい兆しが出た中で、経営林等についても、県民のある程度の負託、期待に応えるような取り組みをお願いしたいとの思いで話をさしていただいておりますので、よろしく願いしたい。

◎川井委員 2月5日でしたか、林業就業者の説明会を高知市でやったんですが、県も平成33年度には林業就業者を1,756人という目標を掲げていってる中、この間、説明会の中におきましても、最近、建設業とかいろいろな職種で求人がある関係かもわからんですけども、かつては100人超してその説明会に出た人が、ことしなんか二十四、五人やったと思うんです。このような中で、今後、平成24年に1,662人でしたか、統計では。順次新しい新規の林業就業者が、このままの状態以增加していくように思いますかね。

◎山中森づくり推進課長 林業就業者数につきましては、平成18年度の1,508人を底にしまして増加に転じて、24年度末には1,662人となっております、平均年齢も53.7歳から50.3歳へと若返ってきております。これはこれまで、国の制度ではあるんですけども、緑の雇用制度などの就業支援、それから林業労働力確保支援センターと連携しまして新規就業者職業紹介アドバイザーを設置し、それらを中心として雇用情報の収集、提供とか就職相談会とか、それから林業体験講習とか林業職場のPR活動を行った結果だと思っております。さらにそういう取り組みを強化して、最終的に目標であります就業者数を確保していきたいと考えております。

◎川井委員 いろんな対策については、もう部長も課長も今説明したとおりのことをいつも言いますけど。ところが、労働力支援センターとかに研修受けに行くその人がいない、もう最近は。とにかく労働者が入ってくるような手だてをもうちょっと強化しないと、このまま行くとまた、平成15年から緑の雇用対策事業が始まって、やっどどんどんふえてきたところが、今だんだん頭打ち状態になってきている。何かほかに考えられんかね。

◎田村林業振興・環境部長 おっしゃるような状況はあると思います。建設業との競合とかも最近出てきてますので、なかなか簡単ではないという気はしてます。そのために、本会議でもお答えしましたように、いろんな研修制度とか緑の雇用制度以外、ベースの話として、やっぱり建設業との競合とかいう話もありますんで、やっぱり待遇改善をやっていく必要があるということなので、さっき言いました森林組合の合併だとか、あるいはそれぞれの素材生産事業者における体質強化をしていただくというのが基本じゃないかなと思っております。そういうところにも力を入れ、従来の事業にもさらに力を入れてということをやりたいと。ただ、それでどうしてもという部分もないとは言えないので、そうしたときに、原木生産を目標どおりやっていくためには、少し皆伐のウエートということで、効率的な生産を考えると、皆伐のウエートを高めることと労働力の確保ということを合わせわざでやっていくことも必要と思っております。

◎川井委員 やはり年齢構成を見ても、50代、60代が圧倒的に多い、今の就業者の中で。言われるように、確かに平均年齢は下がってきてますけれども、これから退職していく人の数もふえてくる。そうすると、今言われるような労働力確保センターのいろんな支援だけでは不十分と思う。今の農業の新規就労者に対する支援とかは、調べて当然わかってることだと思いますけど。考えつくあらゆることを新規就農者にはやっています。家、給料、それから農地とか住宅のあっせん、それから1年、3年ぐらいまでは、その農家に対しても教えてます。それからいうと、この林業の就業者は、国の緑の雇用、それにもうおんぶにだっこで、県はもうちょっとこれに力入れんと、農業者の新規就業者に対する支援に比べたらお粗末なもんと思うけど、それどう思いますかね。

◎田村林業振興・環境部長 農業と比べてどうかという問題もあるかもしれませんが、今のところ一応順調に伸びてきてるところもありますんで、少し。ただちょっと変わり目に来てるといことはおっしゃる面もあると思いますので、そこは少し見さしていただいて、必要であればいろいろ検討はせんといかんことだと思います。

◎川井委員 去年の暮れあたりから木材が高騰して、結構原木単価上がったわけですけど、原木単価が上がって、材が増産になってましたかね。いろいろな自然条件もありますけど。

◎田村林業振興・環境部長 直接押さえてますのは県森連の共販所の量ですけども、微増です。前年に対して微増の実態でした。

◎川井委員 その就労者の数が限られてるから、原木単価が幾ら上がっても、出てくる量はさほど変わらんのですよ。もう昔の自伐林家がほとんどやめてますから。昔でしたら、丸太価格が上がれば、自伐林家がこの際ということで、小さい車でどンドン出してきてたんですけど、ほとんど自伐林家が廃業してますので、やはりこの新規就労者に対してはこれからあの手この手を考えてやっていただかないと、なかなかふえんと思います。入ってくるよりやめる人が多くなってきますので、よろしくお願いします。

◎田村委員 中山間の副業型林業者を育てる人づくりというのは、この研修生が例えば21年度から25年度まであって、24年度までの間で副業収入者5名とか8名とありますけど、この副業というのはどういったものか。

◎山中森づくり推進課長 会社員の方、農業をやられてる方、そういった方が林業でも間伐の技術を身につけられて収入を得られるように研修を行うものです。

◎田村委員 今、研修中に副業を継続しているかどうかは、林業がようなり出したらやめるかもわからんけど、ずっと兼ねてやっていくことが多いと見込んでおるんですか。

◎山中森づくり推進課長 現在、研修を受けた方で、副業でやられてる方はおります。中には自伐林家まで行けるような方もいらっしゃいます。

◎三石委員長 ほかに。

(な し)

◎三石委員長 はい、それでは質疑を終わります。

〈林業改革課〉

◎三石委員長 はい、次に林業改革課の説明を求めます。

◎内村林業改革課長 それでは、林業改革課の26年度当初予算について説明いたします。

資料2の議案書当初予算の372ページをお開きください。

林業振興・環境部予算の総括表でございますが、平成26年度の林業改革課の予算の説明につきましては3段目に記載しております。総額で18億5,704万円余りでございます。対前年比で75.2%となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

387ページをお願いします。

上から7段目の2の国庫補助金につきましては、8億9,000万円余で、その内訳は8段目の右の欄に記載しております。

一番上の森林環境保全整備事業費補助金につきましては、県では造林事業に充てているものでございまして、前年度とほぼ同額となっております。2番目の森林整備・保全地方公共団体事業費補助金ですが、これは再造林地の植栽予定地などの減少によりまして苗木が余りまして廃棄される場合に、生産者の経営安定を確保する残苗調整交付金でございます。3番目の森林病虫害等防除事業費補助金でございますが、これは、松くい虫防除におきます薬剤の樹幹注入、これを国からいただく補助金でございます。4番目の森林整備・林業振興整備交付金でございますが、これは高性能林業機械の導入整備に充てております。一番下の林業普及指導事業交付金でございますが、これは林業普及指導員の普及指導等の活動に充てている経費でございます。

3の委託金でございますが、これは森林国営保険を県が委任事務しております。それを受け入れるお金でございます。

次の388ページをごらんください。

一番上の12の繰入金でございます。3つの基金から総額5億855万円を繰り入れまして、間伐、また作業道の開設、あと森の工場の整備に充てております。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

389ページをごらんください。

一番下の4の林業改革費ですが、右の説明欄に歳出額を記載しております。

1の造林事業費でございますが、11億6,800万円で、これも大体昨年度と同程度の金額を計上しております。

次の390ページをごらんください。

造林補助金でございますが、これは国費を活用しました造林補助事業で、植栽から下刈

り、除伐、間伐、またこれらにかかわります作業道開設などを支援いたします。26年度の予定は、植栽150ヘクタール、下刈り270ヘクタール、除伐を630ヘクタール、間伐を3,145ヘクタールと、作業道につきまして43キロメートルを開設などの支援を計画しております。

2の森林資源再生支援事業費でございます。これは、原木の増産によりまして今後拡大が見込まれます伐採跡地につきまして、森林資源を再生することによりまして資源の充実を図り、伐採跡地の再生林と鹿の食害が予測される地域では再生林と一体的に鹿の被害防護ネットを設置するという事で、国庫補助事業に県独自で22%かさ上げ支援いたしまして、造林事業と合わせまして補助率を90%としておるものでございます。平成26年度は、再生林150ヘクタール、鹿の被害防護ネット1万5,000メートルを予定しております。

3の森林整備加速化事業費をごらんください。強い林業、木材産業構築を目指しまして、林業成長産業化総合対策としまして、国の25年度1次補正の予算を受けております原木の安定的、効率的な供給に不可欠な林内路網の整備、それとあわせまして森林獣害防止対策を支援するものでございます。26年度は、林内路網を4市、4事業体、5路線8,267メートル、それと森林獣害防止対策では、土佐町におきまして、約8ヘクタールの森林を対象にしまして、くくりわなを設置するものでございます。

4の緊急間伐総合支援事業費でございます。国庫補助の対象とならない間伐等がおくれている森林を緊急に整備するために、保育間伐や搬出間伐及び作業道開設を単独で支援しているものでございます。森林環境税を活用しました公益林保全整備事業では、水源涵養機能等の公益的機能が高い人工林を対象といたしまして、保育間伐による整備に定額で助成をしております。

なお、26年度からは、かねて事業化の一本化の要請のありました自伐林家支援事業を緊急間伐総合支援事業に統合いたしまして実施することにしております。

26年度の予定は、間伐が670ヘクタールと、作業道開設1万2,490メートルを予定しております。

5のみどりの環境整備支援事業をごらんください。森林環境税を活用しました3齢級、11年生から9齢級、45年生まででございますが、CO₂の吸収効果の高い若齢林の間伐を推進することで、公益的機能を効果的に発揮させようという事業でございます。この事業は、造林事業と併用することによりまして森林所有者の負担を軽減するという事で、早期に除間伐を進めることを目的にしております。平成26年度は、除間伐490ヘクタール、保育間伐を1,245ヘクタール、合計で1,735ヘクタールを予定しております。

続きまして、6の優良種苗確保事業費でございます。これにつきましては、造林に必要な優良な苗木を確保するために、県が設定しております採種園から種子の採種委託並びに下刈り、樹形誘導など、採種園の維持管理の委託を行っているものでございます。

その下の、苗木の安定供給推進事業費補助金につきましては、先ほど申しました生産苗木の残苗が出た場合の補償として助成しているものです。

次の391ページをごらんください。

7の森林病虫害等防除事業費でございます。これは、松くい虫などの病虫害の蔓延を防ぎ、森林の健全な育成を助ける事業で、薬剤の地上散布、あと被害木の伐倒駆除、また松の抵抗力を高めます薬剤の樹幹注入を実施しております。

8の森林国営保険事務取扱費でございます。森林火災とか気象災害に備える国営の保険でございます。国からの委託を受けまして、加入事務の促進、災害が起きた場合の損害填補の調査、また加入促進のPR、契約事務等を外部に委託しまして実施しております。委託先は森林組合連合会となっております。

9の森の工場活性化対策事業費でございます。森の工場につきましては、森林を集約化しまして、計画的で効率的な木材生産システムによる生産性の高い林業を推進するという事で整備しております。森の工場につきましては、平成16年度から制度創設しまして、第2期、10年間で終わりました。直近では、県下の生産量の25%に当たります12万立方の木材生産を上げてきております。第3期目のスタートが26年度からで、さらなる木材の安定供給及び木材増産ということで、新規団地の拡大、団地の整備環境にマッチしました効率的な作業システムによります生産性の向上、また林業者の就業支援といった面で、着実な木材生産体制の構築に向けて取り組んでまいります。

森の工場活性化対策事業費補助金ですが、森の工場内におきまして、林業技術者向上のための作業道並びに高性能林業機械とを組み合わせまして効率的な作業システムの習得と定着を進めるということで、間伐材の搬出支援並びに作業道の開設支援を行っております。26年度につきましては、一般用材を8万2,000立方余り、チップ材につきましては1万9,000トンということで支援します。

なお、作業道開設につきましては、16万3,000メートルに支援していきたいと考えております。

続きまして、次の高性能林業機械等整備事業費補助金でございます。森の工場内での効率的な作業システム、あと生産性の高い林業を推進するために、高性能林業機械などの導入、または所有しております建設機械のベースマシンに林業用作業のアタッチメントを取りつける改良、それと短期間の林業機械のレンタルについて支援するものです。26年度につきましては、プロセッサなど新規導入を6台、改良に7台、レンタルに20台を予定しております。

次の林内路網アップグレード事業費補助金でございますが、これは、森の工場内の木材搬出を効率的に効果的に行うことで、既設作業道等を継続利用に耐え得るよう、敷き砂利とかコンクリート舗装、また路面整備、既設構造物の改修ということと、災害などにより

まして被災した箇所は復旧補修ということで、作業道に対して支援するものでございます。

次の392ページの事務費でございますが、事務費につきましては、林業普及指導活動費並びに高性能林業機械の導入に係る事務費となっております。

以上が当初予算の説明になります。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

お手元の資料の4、議案説明書（補正予算）の185ページをごらんください。

予算総括表の上から3段目が林業改革課所管分になります。トータルの補正額が3,494万2,000円ということで、増額の補正をお願いするものでございます。財源の内訳でございますが、国庫補助金と地方債につきましては増額を、繰入金と一般財源につきましては減額をお願いするものです。

次に、歳入について御説明いたします。

193ページをごらんください。

2の国庫補助金でございますが、右の説明欄のとおり、森林環境保全整備事業につきましては、国の平成25年度の1次補正予算によります木材需要の反動減を回避しまして、木材産業の成長産業化の実現を図るということで、間伐と路網整備などの推進を図る造林補助金でございます。次の森林整備・林業等振興整備交付金でございますが、これと農山漁村活性化対策整備交付金は、高性能林業機械等を導入するための補助金でございます、国の内示差額を補正するものです。

続きまして、12の繰入金でございます。

21の森林整備加速化・林業再生基金繰入でございますが、これは減額でございます。復興財源の返還に対応しまして計画を見直しまして、減額をするものでございます。

22の森林整備対策基金繰入金でございますが、これは、森の工場活性化対策事業で実施しております高性能林業機械の改良タイプ及びレンタルタイプの要望台数が計画を下回ったことが減額の主な原因となっております。

15の県債でございますが、これは、造林事業の補正増に伴いまして、間伐特措法に係る対象森林の地方債への充当額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

194ページをごらんください。

4の林業改革費の欄、右の欄の説明欄でございますが、1の造林事業費につきましては、国の平成25年度1次補正予算を受けまして、造林補助事業の間伐と路網整備などの推進を図りますものでございます。補正によりまして、植栽30ヘクタール、除伐を150ヘクタール、保育間伐を300ヘクタール、あと鳥獣被害防止施設ネット1万メートル、作業道開設21キロメートルを追加支援いたします。

2の森林資源再生支援事業費でございますが、これは、先ほど説明しました原木増産のための再造林と鹿の防護施設の設置に支援しているものですが、減額につきましては、平成24年度の春の市場価格の低下ということで、秋口からの伐採に見合わせが発生しましたこと、またちょっと鹿の食害の懸念等もございまして、25年度の春植えが計画数量を下回ったものでございます。

3の森林整備加速化事業費でございます。これは、昨年7月の国によります復興予算関連の用途の厳格化に基づきまして、その返還要請を受けましたが、特に林業専用道、森林作業道につきましては26年度の実施分も含めまして見直しました。これに伴いまして、減額するものでございます。

続きまして、事業実施確認委託業務でございますが、これは、先ほどの作業道開設の見直しを含めまして、外部に委託しております確認検査、これにつきましても減額をするものです。

森林整備加速化補助金につきましては、先ほど、返還に伴いまして見直しを行いました間伐量1,000ヘクタールの減、作業道を26年度に調整するというので、増の1万6,590メートル、相互の調整によりまして減額をお願いするものでございます。

なお、間伐の1,000ヘクタールの減につきましては、造林事業で十分賄いができるということになっております。

次に、195ページをごらんください。

4の森の工場活性化対策事業費でございます。

森の工場活性化対策事業費補助金につきましては、間伐材の搬出に助成しております間伐材搬出支援事業と、作業道の開設に助成しております作業道整備事業の2つで支援をしております。平成24年度の価格の暴落がございまして、若干回復の兆しがありましたが、昨年度の夏場に若干価格の低下が見られまして、搬出に必要な作業道開設のほうへ事業者の方たちがシフトしたというところもあり、また秋口の天候不順等も若干重なりまして、搬出材の搬出量が減となりました。また、作業道につきましては増加することで調整しました結果、減額をお願いするものでございます。

高性能林業機械等整備事業費補助金につきましては、建設機械の改良、レンタル及び新規導入部分ということで、国の内示差額、また改良及びレンタルタイプにつきましては、要望台数、要望月数が計画を下回ったことが主な原因でございます。

続きまして、繰越予算について御説明いたします。

繰越明許費、196ページをごらんください。

まず、上段の造林事業費につきましては、森林組合、事業者、間伐事業などの実施に当たりまして、森林所有者との施業受委託の取りつけなど一定の期間が必要なことと、今期、国の補正、経済対策によります増額を含めまして繰り越しをお願いするものでござい

ます。

次に、森林整備加速化事業費でございます。これは、先ほど申し上げました復興関連予算の使途の厳格化によりまして、林内路網の見直しを行いました。また、この見直しを行いました計画変更に伴います事業主体の合意形成で若干調整に時間を要しますために、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、森の工場活性化対策事業費でございます。高性能林業機械等整備事業では、当初配分の追加要望を行いました結果、国の内示が秋口になりましたことで、年度内完了が困難になったため、繰り越しをお願いするものです。

あと、搬出間伐支援事業及び作業道開設事業でございますが、これは、公共事業の造林事業と連動しまして申請の形態をとっております。第3期となります森の工場の製造5か年間に基本としました見直しを行いました、若干この申請に間に合わないという事業体がありますので、これを救済するという事で繰り越しをお願いするものでございます。

以上で林業改革課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 はい、質疑を行います。

◎森田委員 もう林業のことは物すごく素人で勉強不足ですが。

林業改革課の事務事業の所掌の1番目にやっぱり木材の安定供給と、こういうのがあって、一番最初の大きな事業費が、造林事業が10億7,000万円ぐらい、18億円のうちの11億円ぐらいあるわけですから、そうかなとも思うがですけど、今、全体の高知県の森林の蓄材量がどれだけあって、40万立米を80万立米に10年後に持っていき、途中で70万立米まで持っていかとかという造林計画あるやないですか、あれなんかどんどん切っていくって、10年後に80万立米ぐらいやったかね、バージョンアップの計画で。あれなんかは、将来例えば100万米にするとか150万米にして、山で年間どんだけ行きよって、どんだけまで伸ばしていくっていいのかとかよね、あるいは市場がだぶつかんとか単価が崩れんとか、そんな全体像の中でちょっと聞きたいき、それやったらひょっと木材産業課やろうかと思ってもって聞くんですけど、どうですか、今新たに、皆伐したところは全部植えよんですかね、どう。まずそこな辺。

◎内村林業改革課長 今、造林事業で補助事業に上がってくる事業が約76ヘクタールぐらいでございます。このうち、人工造林、再造林、杉、ヒノキ、あと広葉樹も若干ございますが、大体80ヘクタールまでという形になっております。ただ、26年度の要望につきまして、今100ヘクタールを超える要望が上がってきておりますので、把握している部分は、造林補助関連の数字でございます。

◎森田委員 補助抜きにして、皆伐したやつは大体どんなになりゆうか、ちょっと副部長でも。わかったら。

◎大野副部長 現在、正確に何ヘクタール切られてるか、皆伐されてるかというのはちょ

っと手元に数字がございませんけれども、大体3分の1ぐらいが造林されていて、例えば23年度が500ヘクタール余り、24年度が485ヘクタールほど伐採されておりまして、それに対しての造林は先ほど課長が言いましたような数字ですので、かなり造林されずに残っているという部分があるかと思えます。

◎森田委員 500ヘクタール切って、例えば100何ぼとか200幾らやったら、残りの300ヘクタールぐらいは再造林されずにそのまま自然林に戻っていくようになるんですか。

◎大野副部長 高知県のような気候の場合は、必ずしも作業を、植栽をしなくても、周辺の森林環境にもよるわけですが、数年すれば緑の被覆が行われますし、同時にその中から灌木類が出てきて照葉樹林帯に戻っていくと考えています。

◎森田委員 木材産業という部分でいう経済循環林、杉、ヒノキはもう生えてこんど。わざわざ植えて下草管理しもって10齢級まで行かんと、わざわざせんと、杉、ヒノキはそこにはもう出てこんど。

◎大野副部長 基本的には、針葉樹については放置したところで、現在のような林層になることは難しいと思えます。

◎森田委員 当面この先何十年、高知県の山そのままにしても年間何十万立米、何百万立米できる。そこちょっと、年間何百万立米。

◎大野副部長 現在の事業量に見合う程度の木材を算出するのであれば、例えば皆伐した後一切植えなかったとしても、30年40年十分切れるだけの蓄積が山にありますので、そのうち現在程度の造林の頻度であっても十分循環していくと同時に、現在植えられておりますのは、経済性に見合わない、山の非常に高いところまで植えていたりするわけございまして、それを再度植林するのは果たしてどうなのかということもありますので、自然に戻すのも一定の方法かと思えます。

◎森田委員 産業振興推進部の中に鳥獣対策課があります。今の課長の説明の中でもくりわな、柵とか言ったけど、採算性のない山のでっぺんなんかはもうええと、そこに実のなる木が自生して、イノシシ、鹿、ツキノワグマも含めて山へ戻していくと。今まで無理やり、イソップ童話の中にあつた北風と太陽のように、風で服を無理やり剥ぎ取るのか、太陽で向こうから自発的に脱がすのか、そういうところからすると、実のなる木を上のように植えて山へ帰していくと。当面、皮が剥がれるから柵も要るかもわからんけど、それとセットで、ほんで、経済循環林は手前の路網が整備されたところで回していくと。少々50万円切ろうが80万円切ろうが100万円切ろうが、30年も40年も高知県の山は経済林として雇用も出荷もできていくと、高知県の宝の山をどんなふうにも経済循環林にしていくのか、あるいは若齢級でCO₂を吸収させるのか、あるいは今の時代のペレットだとかチップ材を供給するののかだとか、再造林はこれだけで、あとは放置林にして、山の上を生き物に与えていく。そういう全体的な林層計画なんかも折に触れ、全体像の中で我々が仕事

していく部分なんかもたびたび言うてもらおうか、そういうポンチ絵があれば我々としても全体をかぎ取った上で政策に資する話もできていくけど、妙にピンポイントで間伐を何ぼするとかいう話がなかなか、川井委員だけは全体がいつも把握できちゅうかもわからんけど、所管が教育委員会へ行ったり、なかなか専門領域がないき、高知県の山すごいというて知事も言いながら、おおとよ製材が入ったり、あるいは発電所ができたり端材活用したり、山に大いに期待をしゆうわけで、その中へまたCLTが出てきたりいう話でね、全体の話もまた時に、折に触れてはポンチ絵をきれいに描いて説明してくれる機会があれば、全体像の中から森林応援をうんとしていきますんで、ちょっとそこを頼んでおきたいと思えます。

◎坂本（孝）委員 植林するのは杉、ヒノキ中心になってきます。御存じのように高知県の山は今、竹が本当に集落の周辺まで伸びて広がってきて、集落でそれを排除してるわけですけど、切ったりしてるわけですけど、高齢化の問題もあって、竹のほうが強いと。ほんで、植林の中へも広がっていく状況があるようです。こういうものに対して、基本的な対策が県にないような気がするわけです。この不要な竹の対策をしっかりとやっていかないと、高齢化していく中で保育林の整備なんかやっても、竹の勢いが本当に強い、1年でどんどん伸びますので、この対策をしっかりとやっていかんといかんわけですが、ここな辺はどのようにお考えですか。

◎内村林業改革課長 竹林対策につきましては、造林補助事業があります。これ基本は68%の補助ですが、杉、ヒノキの主林木を守るという形で、除伐で竹をのける事業が1つございます。それと、うちの所管課ではございませんが、林業環境政策課の山村多面的交付金、機能発揮交付金事業というのが25年度から創設されておりますが、そちらでは竹林対策でヘクター38万円の定額助成という形で、たしか3人以上の集落の方たちが組になってできる事業が創設されていると伺っております。

◎坂本（孝）委員 そしたら、それは環境対策課になる。

◎内村林業改革課長 林業環境政策課です。

◎高橋林業環境政策課長 林業環境政策課です。今申し上げてるのは、国でことしからできた、森林・山村多面的機能の発揮対策交付金という事業でございます、基本的にはボランティア団体とかが竹林の整備をするのに補助する、交付金がおけるといことでございます。

◎坂本（孝）委員 これはやり方としては、やっぱり伐採という形になりますか、それとも薬品を使った枯渴対策、どちらでもいいという。

◎高橋林業環境政策課長 交付金の分に関しましては、里山整備ということで、基本的に切っていく。大体やっているのは里山整備ですんで、ある程度残し、あとタケノコが生えてくるよう整備するという形をとっております。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 はい、それでは質疑を終わります。

昼食のため、休憩いたします。再開は1時15分とします。

(昼食のため休憩 12時4分～13時15分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈木材産業課〉

◎三石委員長 次に、木材産業課の説明を求めます。

◎春山木材産業課長 よろしく申し上げます。

木材産業課の予算議案について御説明いたします。

まず、平成26年度の当初予算案について御説明いたします。

資料②の当初予算議案説明書の372ページをお開きください。

予算総括表の木材産業課は上から4番目ですが、前年に比べ大幅に増額となっております。これは主に、平成25年度事業として債務負担行為の承認をいただいております木質バイオマス発電施設の整備に要する補助金を現年化するものでございます。

393ページをお開きください。

一般会計の歳入についてでございます。

科目一番上、国庫支出金ですが、木造住宅助成事業及び木質バイオマスボイラー施設整備に充てる交付金でございます。

その下の12の繰入金は2つありまして、1つが特別会計からの繰入金で、木材産業等高度化推進資金として今年度金融機関に預託している資金が来年度に返済されてくるものでございます。あと一つは、基金からの繰入金で、主なものは、木質バイオマス発電事業に活用する3の地域経済活性化・雇用創出臨時基金、いわゆる元気交付金と、19の森林整備加速化・林業再生基金などで、合わせまして40億7,500万円余りを計上しております。

次のページをお願いします。

ここは、歳入の合計額を記載してございます。

次のページをお願いいたします。

歳出について、右側の説明欄に沿いまして御説明いたします。

まず、木材産業構造改善事業費についてですが、木材統計調査委託料は、乾燥木材の生産量や乾燥施設の設置状況などの実態と動向を調査し、木材加工振興策検討の参考とするものでございます。

次の木造住宅フェア開催委託料、これは、県産材の利用拡大のため、木材や木造住宅の

普及推進を目的とする住宅フェアを開催する経費でございます。

3項目下の木材加工流通施設整備事業費補助金ですが、これは、森林整備加速化・林業再生基金を活用しまして、高性能林業機械、製紙用チップ加工施設、また木材製品の展示販売施設などの整備についての助成を計画しております。

次の性能表示木材流通促進事業は、J A S製品の流通を進めることで県産材の信頼性を高め、販売を拡大していくといった目的の事業として、J A S製品の県外出荷やJ A S工場の認定取得について支援をするものです。

次の製材用原木増産支援事業費補助金、これは、原木増産を進めるため、皆伐作業のための作業道開設や架線集材に対する助成を行うとともに、原木の供給協定に基づいた製材工場などへの原木の輸送経費について、距離に応じた支援を行います。

次の県産材加工力強化事業費補助金、これは、県内製材事業者の加工力の維持強化のため、木材乾燥施設やモルダーといった仕上げ加工機械など、国の補助事業の要件とならない機械の新設とか、老朽化した機械、施設の更新などに対して助成をいたします。

なお、中古機械の導入についても補助対象としております。

先ほど説明を飛ばしましたCLT事業化調査等委託料と、次のページの上から2つのCLT関係事業につきましても、補足説明資料をつけてございますので、それにより説明いたします。

青インデックスのある補足説明資料の木材産業課のところをお開きください。補足説明資料の6ページです。

この資料の一番上に記載をしていますように、CLTというのは、いわゆるB材を中心に、大きな木材需要の創出が期待できますことから、森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用できることとなりますので、普及に向けて強力に取り組みを進めているところでございます。

資料の一番下段にある平成26年度の取り組みをごらんください。

左側のCLT普及促進事業費補助金、これは、CLTの推進母体としまして昨年7月に設立をいたしましたCLT建築推進協議会の活動に対する支援をするものでございまして、その中のCLT建築の普及推進では、上段の左側の囲みに記載していますが、CLT建築しています森連ビルなど3つの建築プロジェクトに対して技術的なアドバイスや、CLTパネルの耐火性能、またパネルの接合部の強度などのデータを得るための実験などを行うものでございます。また、担い手となる技術者の育成のため、CLT建築のプロジェクト活動を通じまして、県内建築関係者に設計施工技術の研修などを行って、ノウハウを蓄積していただくこととしております。加えまして、CLT普及のためシンポジウムなどを開催しまして、高知県から全国に向け情報発信を行うこととしております。

CLT建築促進事業費補助金、これは、建築プロジェクトで進めていますCLT建築物

の基本設計とか実施設計に要する経費に対して支援を行うものでございます。これらの取り組みにより得られた知見やデータなどは、今後の建築物に活用しまして、CLT建築の促進につなげていくこととしております。

真ん中のCLT事業化調査等委託料、これは、CLTの市場動向調査や工場の適地調査などを行い、パネル工場の規模とか、事業化する場合の課題の洗い出し、また解決策の検討、それに事業化案の作成など、CLTパネル工場の立地に向けた条件について調査を委託するものでございます。

また資料②396ページにお戻りください。

2の県産材外商推進対策事業費でございます。県産材製品の出口対策としまして、県外への販売を拡大し売っていくことが重要ですので、外商対策について力を入れているところでございます。

県産材需要拡大サポート事業費委託料、これは、高知県木材協会に木材の流通販売に関する専属の担当者を2名配置しまして、県内事業者が県外で行う販売活動などのサポートを委託するものでございます。

1つ飛ばしまして、土佐の木の住まい普及推進事業費補助金、これは、高知県産材のPRを行っていただける県外の工務店や設計事務所を土佐材パートナー企業として登録しまして、パートナー企業が高知県産材を使用した住宅を建築した際に、その使用した県産材の量に応じて助成をする事業でございます。今年度より20棟分多い130棟分を計画しております。

次の土佐の木販売促進事業費補助金、これは、県産材の外商を目的に、木材関係の企業とか団体で組織しています土佐材流通促進協議会が実施する県外消費地での商談会や土佐材見本市の開催、また県外の工務店などに県内産地を体験していただく取り組みなどに対して支援するものでございます。これまでの活動によりまして、県外の工務店とのつながりが徐々にですが広がってきている状況でございます。

次の販売拡大拠点設置事業費補助金ですが、県外消費地に設置しています13カ所の土佐材流通拠点を活用しまして、製材品の流通コストの軽減やきめ細かな配送を行うなどの取り組みにより、県産材の流通量の拡大を進めています。拠点での製材品の積みおろしとか保管、それから小口配送の経費を支援するものでございます。

次の新しい木材流通拠点整備事業費補助金、それと4段上の起業支援型地域雇用創造県産材販売促進事業委託料、これは、県産製材品の外商のための販売窓口としまして強化を進めています協同組合高知県木材センターの運営や、木材製品の流通システム改善に向けた取り組みに対して支援をするものです。来年度は、関東に営業拠点を設置しまして、大消費地での販売ノウハウや人脈を有する専門家に依頼しまして、その協力のもとに外商活動を行うこととしており、そのための経費に対する支援を拡充しております。

次の県産材販売促進検証事業費補助金、これは、大消費地であります関東地方や、震災からの復興需要が見込まれます東北地方など、遠隔地への販売拡大とあわせて、大量輸送が可能な内航船を活用した輸送方法を検証する事業で、新規事業でございます。これにつきましても補足説明資料をつけていますので、そちらで説明いたします。

先ほどの補足説明資料の7ページをお開きください。

資料のこの中段の中ほどにあります営業・販売のところをごらんください。

上は、県外への販売拡大を目的としまして、これまで取引がなかった事業者に対してサンプル出荷をするといったことに対して支援をする事業でございます。製材品のサンプル出荷によりまして、まずは土佐材の品質と販売能力を見ていただいて、その後の継続した取引につなげることを目的としております。

下の、内航船を使用した輸送につきましては、資料の一番下に輸送ルートのイメージを記載しておりますが、将来の低コスト輸送体制の構築のために、大規模な製材品輸送を試行しながら、その工程と流通コストの検証を行うものでございます。最適な方法での輸送を行うまでは、一定、かかり増しの経費が発生しますので、港での積み込みとか積みおろしとか一時保管に要する経費に対して支援を計画しております。また、大量の輸送が必要となりますので、高知おおとよ製材の製品を活用して実施いたします。

この事業は、資料の中段の左側にありますように、昨年7月に設置しました県内製材事業者から成る土佐材販売力抜本強化プロジェクトチームが中心となりまして、先ほど説明いたしました高知木材センターが設置をします関東の営業拠点と、それから販売の専門家を活用しまして、販路の拡大とあわせて進めてまいります。

また資料②の396ページをお願いいたします。

下から2段目、3の県産材需要拡大対策事業費、これは地産地消の取り組みでございます。

次のページをお願いします。

一番上の、こうちの木住まい普及推進事業費補助金、これは、民間団体が木造住宅や木材の利用促進をPRするため、「木と人・出会い館情報」というテレビ番組を行っていますけども、その放送料に対して助成をいたします。

こうち木の住まいづくり助成事業費補助金ですが、これは木造住宅建築に対する助成事業でございます。県産乾燥材を使用した住宅の新築、増築、またリフォーム工事を対象としまして、柱や土台といった住宅の基本材の使用量とか壁や床などの内装材の使用面積に応じて助成をしております。要望の多い事業で、今年度と同程度の約500棟分の予算を計上しております。

次の、木の香るまちづくり推進事業費補助金は、木材の利用推進を目的として、市町村の庁舎とか病院など公共的施設の玄関やロビーの木質化、それから保育園、小中学校等へ

の木製の机、椅子、また棚などの導入、また木製案内板などの設置に対して助成するもの
でございます。

次の木造公共施設等整備事業費補助金、これは、国の平成25年度の補正予算で追加され
た森林整備加速化・林業再生基金事業を活用しまして町が実施予定の木造研修宿泊施設の
建築に対して支援を計画しております。

4の木質資源利用促進事業費補助金は、木質バイオマスの利用促進を目的とした事業
で、森林整備加速化・林業再生基金など国の事業を活用して、燃料用チップ製造機や木質
バイオマスボイラーの導入及び木質バイオマス発電施設の整備を進めます。木質バイオマ
スボイラーの導入につきましては、これまでも国の事業などを活用しまして、現在累計で
県下に208台の導入見込みとなっております。来年度につきましても、施設園芸用を中心
に43台の導入に支援をする計画としております。

木質バイオマス発電施設の整備につきましては、高知市仁井田において土佐グリーンパ
ワーが送電量約5,600キロワット規模の発電施設、また宿毛市平田において株式会社グリー
ンエネルギー研究所が送電量約5,800キロワット規模の発電施設と、それに併設して木
質ペレット製造施設の整備を進めているところであり、過日、両工事の起工式がとり行わ
れました。現在、早期の稼働を目指して工事が進められているところがございます。平
成25年度に債務負担で承認をいただいております2カ所の木質バイオマス発電事業につ
いて、補助金の現年化をお願いするものです。

5の特用林産物生産統計調査業務委託料は、県内で生産されるキノコや木炭、シキミ、
サカキといった特用林産物の生産量調査を行います。

6の地域林業総合支援事業は、林業活性化のため、地域の特色やアイデアを生かした、
国庫補助の対象とならないような事業について支援いたします。

7の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰出金は、一般会計から特別会計へ必要
な資金を繰り出すもので、内容につきましては特別会計で御説明させていただきます。

一般会計当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

797ページをお開きください。

特別会計予算総括表ですが、前年に比べ1,300万円余りを減額しております。

次のページをお願いします。

歳入についてでございます。

木材産業課では、特別会計として、林業関係の2つの制度資金を所管しております。1
つが、科目の2段目に記載してあります林業・木材産業改善資金助成事業、いわゆる林業改善
資金でございます。この資金は、林業用の機械とか加工施設の整備などに充てるための無
利子の長期資金で、歳入額は前年とほぼ同額を計上しております。

中ほどに記載してあります2の木材産業等高度化推進資金助成事業が2つ目の制度資金で、こちらは短期の運転資金でございます。一般会計からの繰入金と、3の県債、これは独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金ですが、この2つを合わせた7億7,000万円が平成26年度の貸付原資となります。

2の諸収入は、今年度、貸付原資として金融機関に預託している分で、9月に利子分を上乗せして返済されてきます。

799ページをお願いします。

歳出でございます。

科目欄の中ほど、貸付勘定ですが、説明欄をごらんください。

林業・木材産業改善資金貸付金として、今年度と同額の1億円の枠を設定しております。

なお、この林業改善資金は、平成16年から、金融機関を通じた転貸方式としてございます。

次の業務勘定の林業・木材産業改善資金管理運営費補助金、これは資金を取り扱っている金融機関への助成金でございます。

一番下、木材産業等高度化推進資金でございますが、これは次のページをお願いします。

右の説明欄をごらんください。

貸付金として7億7,000万円を計上しています。これを金融機関に預託しまして、金融機関で2倍、3倍、4倍と枠を広げていただき、22億5,300万円の貸付枠を設定する計画としております。

次の地方債元利償還金と一般会計繰出金は、金融機関に預託していた資金が返済されてきますので、それを農林漁業信用基金への返済と県の一般会計へ繰り出すものでございます。

次のページをお願いします。

地方債の調書でございます。

木材産業等高度化推進資金助成事業債、これは農林漁業信用基金からの借り入れのことですが、年度ごとの借り入れ、返済額を記載しておりまして、右端の欄が平成26年度末の現在高となります。

以上が一般会計及び特別会計の当初予算でございます。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

資料④の補正予算議案説明書185ページをお開きください。

補正予算総括表の上から4番目の木材産業課をごらんください。

1億2,400万円余りの減額補正を計上しております。内容につきましては、歳出のほう

で御説明をいたします。

198ページをお開きください。

右の欄をごらんください。

1の木材産業構造改善事業費の木材加工流通施設整備事業費補助金についてですが、製材事業者の資金計画などの事情によりまして製材機械の導入が見送られたことや、原木のストックヤードの整備について、土地の取得など計画に期日を要したために事業実施が先送りされたこととなり、減額するものでございます。

性能表示木材流通促進事業費補助金、これにつきましては、今年度、J A S 認定を取得する予定であった製材工場が認定に至らなかったため、その認定等に係る経費を減額するものでございます。

次の製材用原木増産支援事業費補助金の減額ですが、これは、県内全域の原木ストックヤードから製材工場などへの原木の運搬経費について支援する事業でございまして、多量の原木を必要とする高知おおとよ製材の操業がおくれたことなどから事業量の見込みが下回ったため、減額補正をお願いをいたします。

2の土佐の木販売促進事業費補助金、これは、県外消費地での土佐材展示会の開催に当たりまして、各製材工場の製品在庫が少ない状況となっている状況のため、出展に回す製材品の量が予定の半分程度となったため、経費見合い分を減額するものでございます。

3の木質資源利用促進事業費補助金につきましては、木質バイオマスボイラーやペレット配送車などの取りやめや入札残があり、事業の掘り起こしを行いました。見込みを下回りましたため、減額をお願いするものでございます。

続きまして、199ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

1つ目の、木材産業構造改善事業費についてですが、高知市、四万十市での3事業者の高性能林業機械7台の導入につきまして、機械製造メーカーで受注が集中しているといったようなことから、納期がおくれることが予想されること、また津野町とか香美市の2カ所の山元貯木場の整備及び高知市の木材乾燥機の導入、地域材利用開発事業、それに仁淀川町及び土佐町の2事業者が実施する製材加工機械の導入などについて、事業計画の作成に期日を要したことから、年度内の完成が困難となり、繰り越しをお願いするものでございます。

2番目の、県産材需要拡大対策事業ですが、これは、高知市、大豊町、津野町で実施する3件の木造施設の建築でして、事業計画、また設計に期日を要したためでございます。

また、一番下の木質資源利用促進事業費、これは、四万十市の温泉施設及び宿毛市の水産加工物の乾燥用ボイラーの導入、奈半利町でのチップ加工施設の整備について、これについても事業計画の作成に期日を要したことから、年度内の完成が困難となり、繰り越し

をお願いするものでございます。

それぞれ事業体では、早期に事業を完成すべく取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

木材産業課の議案の説明は以上でございます。

最後ですけれども、12月の委員会で御報告をいたしました、高知おおとよ製材で昨年11月12日に発生しました死亡事故の件についてでございますが、今日10日、高知労働基準監督署が、高知おおとよ製材と同社の取締役の工場長を労働安全衛生法違反容疑で高知地検に書類送検いたしました。同社においては、事故以降、安全対策を強力に進めておりまして、これからも会社が一丸となって再発防止に万全を期すよう取り組んでいくこととしております。

以上で木材産業課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 CLTこれが本当にメジャーになっていくとすれば、いよいよ木材の利用上の大革命になるかなど。利用量、使用量、出荷量で高知は先進県になりたい、認知を受けたいと、こういうことで非常に前のめりに取り組んでくれゆうのは大いにいいと。森林率一番県としてももう当然やし、国の動きも連動して、高知県主導で国を引っ張っていき始めたということで、ぜひともそこら辺成功してもらいたい。

将来の消費量というのは、これがもし、きちっと、9階建てまでこんなんで、どんどん建ち出すとすれば、だけどここでも言よったけど、業界の中で、こっちが立てばあっちが立たないという業界の事業量が動くわね、当然。そんなこともあるけど、大体どんなふうな爆裂的な利用量になるがですかね。

◎春山木材産業課長 CLTというのは本当に、この間のおおとよ製材の社宅が初めての物件でして、需要がどのくらい伸びるのかという予想はなかなかつかないところがあるんですけども、ヨーロッパでは40万立米とか50万立米もう既に使用されていると、この10年間で急激に伸びているといったこともありますし、このCLTの特徴として、施工性が非常によく、トータルコストもある程度、鉄筋コンクリートなんかと同等にいくんじゃないかというようなこともありますと、急激に伸びてくるだろうと考えておりますが、ただ、どのくらい需要が伸びるかというのは、今の段階ではちょっと推測がしがたいところもありますので、そういったことも含めて来年度調査しまして、その動向、需要動向というのをも調べていきたいと思っております。

◎森田委員 確かに雲をつかむような話で、建築基準法だとか、どっさり法律のハードルもまだあるし、耐火だとか構造上の問題だとか、ここへ新しい調査研究費が大分入っちゃうけど、他県の追随を許さんぐらい水あけちょかんと、ずっと追いつかれてまねかれて、パネルがあっちこっちで張りつけ出されるといかんので、今うちが先鞭をつけてやろうと

しゅうきよね、もっと画期的に予算もいっぱい入れて、追随を許さんぶっちぎりで出発をせんといかん、この部分は。例えば日本中でこういう構造でばりばり建てだしたら建築も早いし、耐火保証がされたりすれば、本当にすさまじいものになると想定をしゅうけど、40万立方メートルも毎年使われるようになったヨーロッパがどんな変遷の中で40万立方メートルも出荷できるようになったのか、2階建てまでに何年、3階建てに何年かかったのか。それからすると、日本の建築量全体からいうたら需要量が何千万立米も何億立米もあると思うけど、多分、パネルでやると合成もヒンジ構造になっていって、非常にたわみもいいし。ぜひとも研究費、ことし調査費ここへ3つ入っちゅうけど、こんなところこそ惜しまずに、ここへも書いちゃうように、全国で高知県のCLTでは存在感を示したいと、こういうのも大いにここやってほしいなど。それには、今も言うたように、ヨーロッパでどんな伸びになってきたのか。5年か10年かたったときには何百万立米が出荷になって工場が間に合わんとかいう時代が来ますよとかいう青写真も示してもらいながら、そのためにぶっちぎりの先発県としてやってほしいと思うけど、頑張ってくれるがでしょうね。

◎春山木材産業課長 応援ありがとうございます。これにつきましては、高知県は全国的にも先行メリットを生かしたような形で進んでいますので、なお調査もしっかりやって、追随を許さない形で進めていきたいと思っております。

◎溝渕委員 本当に皆期待してますのでね、積極的に行ってほしいですが、実際にCLTのパネル工場を建てないと、実際高知県でつくらないと、今は買ってるわけです。今度のおおとよ製材に使う分とか次の森連で使う分は、高知でつくった工場ですら使ったものを使うようにはならんでしょう、まだ。そんなところはどうかね、これからの見通しは。

◎春山木材産業課長 これから調査をいたしまして、パネル工場の立地条件とかいろんな条件、課題もあると思いますので、その課題も解決しながら立地に向けてやりたいと思うんですけども、今、全国でそういうCLTパネルをつくれるところが2つありまして、岡山の銘建工業とか、そこでは小規模な機械ですので、これからの事業にはとても対応できないということで、そういうこともあって、パネル工場の設置に向けて調査していきたいということで予算も上げさせてもらってます。ただ、この森連ビルとか、それから担い手育成センターの宿舎とか研修施設、それについては、そこまでの間にパネル工場設置というのはなかなかスケジュール的に難しいので、それについては、全国に2カ所ある工場ですらパネルをつくっていただいてそれを使うということになるかと思えます。

◎溝渕委員 部長にちょっと聞いておきたいが、早くそういう工場もできて、高知県内ですらつくって、そのものを利用するように行ってもらわないかんですが、実際、銘建がやられてるということですので、今度の新しい工場の具体的な動きは、この予算も使ってもらえんやっっていくわけですが、相当進めていってますか。どんな感じに今なってるんです

か。

◎**田村林業振興・環境部長** 新しいパネル工場誘致の検討ですけども、検討する際には、当然、銘建工業ともいろんな情報交換もさせていただきながら進めたいと思ってます。そういう中で、こちらからも情報も提供するというので、あちらがいろいろ検討しやすい形で進めていくことになるのかなと思ってます。

あと、ちょっと話返りますけど、さっきのおおとよ製材の社員寮であったりとか、それから県森連のビルであったりとか、パネルそのものは銘建の工場で作る必要ありますけど、そのもとになるラミナ、板は高知県産材を使ってということになりますんで、はい。

◎**溝渕委員** 早くそういう面進めてほしいんで、実際は今のところは銘建が工場関係もどっかの場所で県が用地を構えたら、そこへ来て一緒に関連してやろうとかいうことまではまだ、時間がかかるんですか。用地のこととか、どういう体制で工場をつくっていくのかというのは相当具体的に、こうやって予算組む以上はある程度進む部分もあるんじゃないかと思うんで、その辺ちょっと。

◎**田村林業振興・環境部長** 具体的なことはいずれにせよこれから検討ということなんで、少なくとも、高知でも先ほど言いましたいろんなプロジェクト動いてます。実は県外でも、例えばハウステンボスとかいろんなところでCLTをつくってみたいというような動きがありまして、そのための需要に応えるにはですね、一刻も早くパネル工場が必要という認識は銘建工業の社長とか持っていていただきますんで、具体的にどうかはいずれにせよこれからの検討なんですけども、そういう必要性は物すごく感じていただきますんで、我々としてはぜひ高知県内で整備されるように話をしていきたいと、そういうことでございます。

◎**溝渕委員** 積極的にやってほしいと思います。一步おくれたらどうしようもない。

◎**川井委員** CLTもぜひ推進してもらいたいと思うんですが、将来的に一般住宅に対してCLTでやるというような需要はまず見込めないと。公共施設とか、ごく限られたところでCLTでやる。ヨーロッパでも普及してるのは、気候の関係上、短期間にビルを建てないかんということで、ああいう工法で建っているということも聞きますので、全て万々歳とは思わんですが、その点どのように見込んでますか。

◎**春山木材産業課長** 言われますようにコストの問題もありますので、一般住宅にすぐに使えるようになるかどうかはこれから検討していかないかんわけですけども、一応狙いとしては、中層の共同住宅とかいったようなところをまずターゲットにして、そこに向けて狙いをつけながら、そういうノウハウを身につけて、それをターゲットに進めていくといったところを今目指してます。

◎**川井委員** CLTはCLTで、公共施設とか特殊な施設で需要を伸ばしていただきたい

と思うわけですが、今の一般住宅の構造上、やはりCLTとか、それから木材の家ということは、さほどこれから需要は伸びないだろうと。将来的には、やはりラミナ、集成材が一般住宅においても主流になっていくんじゃないかと思うんですが、今のところ高知県にはそういう工場はありませんよね。将来的に、やはり高知県の598万ヘクタールで毎年300万立米も成長量があるこの山を有意義に活用していくとなれば、やはり今後の住宅の主流は集成材、その分野でやはりこの販売を促進していかないとと思うが、その点は将来的に。

◎春山木材産業課長 個人住宅ぐらいの規模になりますと、やはり在来工法とこのCLTパネルとの組み合わせというのがやっぱり必要になってくると思います。例えば床にCLTパネルを使うとか屋根にCLTパネルを使うとかいった、そういう組み合わせについて検討していく必要があるのかなと思ってます。

◎川井委員 課長の言うことはわかるんです。しかし、広大なこの高知県の山を有効的に活用するための将来的なビジョンとして、やはり木材で売っていくのか集成材で売っていくのかCLTパネルで売っていくか、そんなところを長期的なビジョンで考えたら、将来的な住宅はやはり集成材が主流になるのではないかと思うんです。

◎大野副部長 確かに、プレカットが発達してる現在において、川井委員が言われるような集成材の柱、はり、こういったものが将来とも伸びていくということは予測がつくわけですが、一方で、そういう部材については、例えば外材を中心として加工しております中国木材とか、銘建工業もそうですし、全国の中に幾つか先進的な集成材企業があります。それとの技術力については、10年以上のレベルの差があるだろうと思いますので、後発の県で。そういった先進の企業が例えば来ていただけるということがあれば非常に見通しはあるわけですが、本県が独自にというのはなかなか展望が難しい。

それに対して、CLTに関してはまだ先発でどこも手がけておりませんので、うちの優位性が大いに発揮されるだろうということで、先ほど、例えば40万立米というお話がございましたが、例えば1つCLTの工場をつくりましても、おおよそ製材のできる製品の量が、2交代でやっても5万立米でございます。これを張り合わせてもせいぜい5万立米のCLTしかできないということです。CLT工場をつくるということは、それに見合っただけで製材の能力も高めなければいけないという問題がある。ですから、委員おっしゃる集成材が、今は安定しておりますが、本県にとって何に優位性があるかという点で見たときに、CLTにかけるチャンスがあるんじゃないかなという判断でございます。

◎川井委員 それはそれで進めていただきたいと思うわけですが、それと、この販売促進のための船便を使つての検証事業です。これは現在、おおよそ製材の分と他の製材所の分の取りまとめなんかの状況はどういうふうになってるんですかね。

◎春山木材産業課長 おおよそ製材、本格的に製造し出したのがことしに入ってからでござ

ざいまして、おおとよ製材も銘建工業のチャンネルを使って今販売をしているところでして、まだ、この船便というのは来年度の事業の中で県内の製材工場の荷物とおおとよ製材の製品と合わせて大量輸送しようという計画でございまして、今その調整中というところで、具体的におおとよ製材から何立米運んで、それから県内の製材事業者からどのぐらい集めて1つの船に乗せていくか、これから詰めていきたいと思っております。

◎川井委員 聞いたところによると1,000立米ぐらいの製品を一遍に運びたいと。これは今の段階でいっても、おおとよ製材で500立米ぐらいが目いっぱい、その他は他の製材所から集めないかん。ところが、それに協力している製材所なんか、まだすごく少ないです。そうなってくると、なかなかこの取りまとめということに苦勞するんじゃないかと思うんですけど、その点の対策はどんなに。

◎春山木材産業課長 大体、500トンクラスの船で1回に1,000立米ぐらい積んで、それを内航船で輸送して売っていきこうと計画を立てておりまして、今言われたように、県内の事業者でどのぐらい集めれるかが、今後調整しなくてはいけないところでして、それに足りない部分についてはおおとよ製材の製品の生産能力を使わしていただいて、合わせて1,000立米輸送していくという計画でございまして、まだ県内の事業者、どのぐらい集めれるかはこれから調整をしていきたいと考えてます。

◎川井委員 相当そこのところに力入れんと、恐らく1,000立米集まりにくいと思うし、おおとよ製材の比重を多くしようとしても、今のところ乾燥機とか、その加工の技術が追いつかんから、そこのウエートを余り今のところ望めんわけよ。そうなってくると、数社から集めてこないといかんけど、その体制が全くとれてない現状やと思うんですよ。だから、やはり大きい木材センターを中心に、PR、営業しないと、なかなか1回1,000立米の製品は集まりにくいと思うんです。そこのところ十分研究してもらいたいと思います。

◎坂本（孝）委員 このCLTを使うのに、将来は中層の共同住宅とかいうことも言ってますけど、本当にその安全性といえますか、それから建築基準法との関係とか、そこな辺、まず建築基準法との関係はどうなりますか。

◎春山木材産業課長 CLTの部材は今年の12月にJAS認定されたということでございまして、まだまだCLTを一般化して使うためには、まず基準強度というのが出てこなくてはならないと。要するに、CLTパネルというのは強さがこのぐらい強いとかいうような数値が出されてこなくてはならないということと、CLTを使った建築というのが一つの工法として認知されなくてはならないという段階がありますので、それにもう少しかかるといったこととございまして。

◎坂本（孝）委員 そういうことであればCLTの調査から普及促進、建築促進費用、こういったもので1億円ぐらい組んでやっておりますけど、その調査という委託の中で強度とかいうこともやっていくのか。

◎春山木材産業課長 CLT普及促進事業費補助金、この中で、今、CLTが普及していくためにはまだまだ法的な整備といいますか、強度基準とかが出てこなくてははいけないと言いましたけども、今でも国土交通大臣の認定を受ければ建てることのできるわけですし、それにはただ基準強度とかが出てきてませんので、それぞれ建物ごとにパネルの強度とかを実験して、計測して、その上で国土交通大臣の認定を受けて建てるといったようなことが要りますので、ここのCLT普及促進事業費補助金、この中でそういう実験も行いながら、建築に向けて進めていこうということでございます。

◎坂本（孝）委員 例えばおおとよ製材の社宅ほどの厚みがあればコストが高くなるので、もっと薄くしてコストを下げるとか、そういうのがさらさらっと出てるわけですよ、計画で。ちょっと順番が違うみたいな印象を持って聞いたわけですけど、やっぱりこのCLTをしっかりと進めていくためには、建築基準法のクリアとか、国交大臣の認可とか、もあわせてやりながら、その中で今できる段階の計画はこうやということでは着実に進めていかんと、将来的な展望も大事ですけど、できもしない現状のものを幾ら計画で出してもいかんわけですね。現在はこういうところまでできると、CLTを将来広めていくためには高知県としてこういうことが今できると、将来的な展望はこうだというしっかりとした計画を持って進めていかんと、計画倒れには終わらんとは思いますけど、基本的な着実な歩みといいますか、全国に先駆けて競争ですので、ゆっくりしてもいきませんけれども、そこな辺を着実に歩んでいくと、オンリーワンのような形をとっていかんといけませんので、ぜひお願いしたいと思います。

◎横山委員 サンプル出荷等についてもうちちょっと詳しく教えていただきたいのですが、今回、トラックも含めて船便でということ、こういう方法もあるかなと、そんな思いもしたのですが、コストの削減ということですので、東北とか関東やらへ一般的な運送と、船便で関東や東北のほうに出荷することがどれだけコストの削減になるのか、それが製品の単価にどうかかわってくるのか、そこらあたりはどう試算されてますか。

◎春山木材産業課長 サンプル出荷というのは、これから取引をしたいという相手方に高知の製品を使っていただくという意味のサンプル出荷で、それは内航船で持っていかうことじゃなくて、トラック等で持っていきます。トラックと内航船を使った場合のコストのことですけども、高知県では現状はトラック輸送しかしてないわけですけども、トラック輸送は、関東あたりに持っていくときには1包7,000円から8,000円かかります。安くやっているところでも5,000円ぐらいかかっているということにして、それからさらに東北に行くともた1,000円ぐらいアップしてきますので、その分、距離的ハンディがあって、関東周辺の製材工場とそういうところがちょっと負けるんですけども、内航船を使った場合、大量に一気に輸送できることで、我々の試算しているところでは5,000円程度に抑えていきたい。要は、今トラックで運んでいる一番安いような形で運びたいなど、運

べるであろうということで、そういう実証をしていこうと考えております。5,000円ぐらいの運賃コストで運べると、関東地域の近隣のところと勝負ができると考えております。

◎横山委員 関東はオリンピックもあったりして、潜在的な需要は関東ありますのでね、東北は復興需要という形で、たくさんできてくると思いますし、本県のような地形的な条件の中では、熊本も銘建工業がありますし、宮崎も、特に宮崎は杉が杉材という形でかなり有名なし、県外出荷で力入れておると思うのですが、船でそういう製品を輸送しようというのは他県等々については調べてますか。

◎春山木材産業課長 高知でも、昔フェリーがあったときにはそうこともやってたようなんですけども、最近、高知県では船で輸送するというのはないですけども、九州のほうでは、宮崎から大阪あたりまでは船で運んでいる実例があるようですけども、関東までは余り今のところ聞いてはいいないですけども。

◎横山委員 試験的というか、今回大量に運ぶことによってコスト削減しようと、それで土佐材のよさをわかってもらう中で、関東とか東北の人にも使ってもらおうと、それで最終的には高知県の産業振興計画の木材需要の拡大につなげるということじゃなかるかと、それはそれでええと思うんですよ。しかし、ずっとこれから続けていけるような輸送の手段でちょっと心配があります。県内にはそういう輸送船は少ないと思うのですが、そこらあたりどう調べられていますか。

◎春山木材産業課長 内航船は、県内は言われるように余りないですけども、関東とか東北あたりには大手の船会社がありますので聞いてみますと、ある程度の価格で手配できるということも聞いておりますので、そういったところをうまく活用したいと思ってますし、そういうことを続け、将来的には定期便化をすることによって、なおコストを削減していけるだろうということも考えております。

◎横山委員 試験的に2年間ですか、支援をしようという形になってますので、それに新しい取り組みですので、最終的にこのことがずっと将来的に高知県産材を大量に運搬する場合には船というイメージづくりもいいと思いますので、先ほど言われたように製品をどう確保するかという問題もでてくると思うんですよ。そういうことも含めて、高知県の木材産業の活性化には、東京、関東、東北のほうに買うてもらわな何ともならんかもわからんし、よろしくお願ひしたいと思います。

◎森田委員 この林業振興・環境部195億円の中の、直接関係ない新エネルギーとか環境対策とか共生とかの話もあるけど、木を一生懸命育林して、山からおろして、路網も入れてって、山から木をおろすのには物すごく技術開発も含めてようけ金入れよるところで、前向きに売っていく、いわゆる土佐の木をどどんいんなものに導入していく。その部分の費用がここへ載ってます、それで非常にいいんですけど、もっと売る努力をしてほしいと。8,000万円ぐらい入ってますかね。支援のお金も多少あるけど、もっと

大々的に、190億円もあったら、1億円で0.5%よね。5%使うたら10億円。95%はつくるほうに力入れたら、5か10%ぐらいは前向いて売るほうに使っていったら、木のファンがどっさり日本中に木質の家を建てだしたぞとなれば売れていく、売る努力をせないかんと。売る、使う努力が全体の山にお金を入れる割からいうたら少ないと。農業分野は物すごく金使いゆうけど、売るところなんか全然やってない。漁業も、養殖含めて、船の世話からいっぱいお金入れゆうけど、売ること非常に少ないき、農林水含めて、林業なんかもやっぱり売って使うてもらう。その中には今言う、船で運んだら単価が安くなり、もっと消費者が使うてくれるっていう、そら流通も大いに大事。流通と販売、営業。

民間企業は、営業課長が製造部の課長より偉いがよ、総務部長よりもっと営業部長が一番民間会社は偉いがですよ。売っておまえらの給料稼いじやりゆうのは俺やという自負があるがよ、売る人が。総務部とか技術第1部長、技術第2部長、環境部長、何部長が会社に何ぼおっても、その人らがあってこそいい製品ができて売りゆうがやけど、営業部長が序列が一番なんです。やっぱり売ることが大事。民間と同じ感覚で、県産材の利用を太めていくには、これほど売るのに予算入れてたまるかいうばあ、もっともって利用の拡大とか消費だとかそういう営業にもっと力入れてもらう、幾つか入っちゃうけどね。それお願いします。営業とか販売の課はここよね。ぜひもっと遠慮せんずつ予算いっぱいつけて、売り切ってほしいと思う。応援してますんで、もっと売ってください。

◎川井委員 これは本会議で高橋徹議員が質問したと思うんですけど、2月21日に東警察署の見学会に行ってきたんですよ。入って、本当鉄筋ばかりやと思う。廊下のごく一部の飾りに杉で県産材を使ったと。ほとんど木が見られないと。署長室、あれは外材やない。たしか、化粧パネルの。ああいうのは林業振興・環境部なんか全然相談がないわけですか。公共施設を木造化でやるというのは、法律までありながら、公共施設を建てる県が率先して、鉄筋であれ、まだまだあれは木は使えるはずなんです。ほとんど木という木は見られん、それがもう第一印象。これは高橋徹議員が言われたとおり、やはり今後また南国署も建てないかん、いっぱい公共施設建てる。やはり推進してる国、県が率先して木材を使うと。県庁でもそうでしょう。知事室からの廊下、木のもう何十年かたって古いけど、やはり温かみがあるし、そうすることによって高知県の木材産業に取り組んでる者の励みになる。個人の人には言えんのですから、やっぱり率先して使う、そのような意見どうですか、部長。

◎田村林業振興・環境部長 本会議でも御答弁さしていただいた、利用推進本部会があって、建築計画のある県施設については全て原則木造化ということでやっています。ただ、建築基準法の関係でどうしても木造化できない規模、高さの施設があるんで、それについては木造化はできないけれども木質化は最大やりましょうという方針でずっとやっています。ということで、数の中でも実際ほとんどは木造化しています。ただ、例えば東警察署のよう

に木造化できなくて木質化をやらざるを得ないというところで、木質化が不十分というお話だと思いますので、それはですね、ちょっと足りない面はあったと思います、そこは。今まで、そこを突っ込んでまではやってませんので、あの後、警察本部も随分気になったようで、うちの部に来ていろいろ話もしていったようですので、もう少しそういうことが、木質化する際の割合というか、それがもっとふえるような話はしていきたいと思います。

◎森田委員 やっぱり構造材はなかなかいかんとなれば、目に見える木質感のところへいっぱい使うて、木の家、木の表面が出ちゅうのはええねっていう、土佐の木の住まい普及が1,000万円、土佐の木販売促進補助金が800万円とか、東京のそんなところも勉強に行っちゃった。こんな2,000万円、3,000万円、8,000万円じゃ言わずに、最初どんどん使い出すまでは、皆さんが建て出すまで補助金をいっぱい出して、近所の人に自慢げに見せ回ったら、ええねと。それで自動的にひとりで行きはじめて、高知の木で建てだしたら補助を減らして。最初は、たったのこんな何十軒か知らんけど、1,000万円じゃ800万円じゃ言わずに、半分でもお金出しちゃってどんどん建てたら、あれも一緒やんか、太陽光パネルも最初は国もどんと高うに買うちゃれよっていう話から、それからペレットボイラーにしてもお金どんどん出しちゃって、自動的にあとは個人のエンジンがかかって買い始めるき、物が構造材でいかざったら、土佐の家は構造も全部そうやけど、もっと木質を前へいっぱい出して、木質感いいねという中で、だから営業とか販売とかいう部分をもっと本気でいっぱい補助金入れてほしいなと思いますので、力いっぱいここお金つけてもろたらいいと思いますよ。

◎三石委員長 ほかに。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎三石委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎安岡治山林道課長 当課では、いわゆる森林土木事業、林道、治山と、それから保安林の管理とか林地開発の許認可とか、こういった業務をやっております。どうぞよろしくお願ひします。

それではまずは、26年度当初予算一般会計の予算案について御説明します。

資料は、②の議案説明書当初予算でお願いします。

372ページをお願いします。

上から5段目、治山林道課の予算は、ほぼ前年度並み、対前年比100.3%を計上させていただきます。

399ページから401ページまでは歳入で、国庫支出金が主なものとなっています。

次の歳出予算で事業内容について御説明します。

402ページをお願いします。

まず、科目一番下の林道費ですが、私有林路網の骨格として欠くことのできない林道の整備を計画的に進めてまいります。

403ページをお願いします。

支出の主なものは、節の真ん中辺、括弧の13、15、19、委託費とか工事請負費あるいは市町村への補助となっております。事業内容は、右の説明欄で御説明します。

前のページの一番下、1、林道開設事業では、国庫補助事業により林道の開設を、複数市町村にまたがるなど広域的な路線は県営事業として、また小規模な区域の林道の路線は市町村の補助事業として実施をします。

次の、山のみち地域づくり交付金事業は、平成19年度末で廃止をされました緑資源機構のやっていた幹線林道を引き継ぎ、県営事業として実施をしております。

3の林道改良事業は、もう既についておる林道の機能向上を図るものです。

4の道整備交付金事業は、国の交付金を活用し、林道の開設から改良、舗装等、総合的な林道整備を図るものです。

これらの事業で合わせまして、林道開設を、北川村の島日浦線初め30路線で約12.6キロ整備する予定でございます。また、改良を、四万十市の中村大正線初め9路線で計画をしております。

次の5の緑資源幹線林道事業費は、前出の緑資源機構が19年までにやっておった事業費に対する県の負担金で、平成20年に債務負担を起こしていただき、平成40年までの年々払いを行っております。

次に、最下段、科目の治山費ですが、治山事業では、山地災害の復旧や水源地域の荒廃保安林の整備、また予防的な治山など、県民の安全な暮らしを守るため、引き続き山地災害の防止に努めてまいります。

右の説明欄の1、山地治山事業から3の山地防災事業までの3つの事業で、近年災害の復旧を中心に、北川村島を初め73カ所で事業を実施する予定でございます。

404ページをお願いします。

4の災害関連緊急治山事業から6の林地崩壊対策事業までは、来年度発生するかもしれない災害に対し、緊急にその年に着手をしなければならないための予算を計上しております。

7の山地災害防止事業は、こういった国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業を市町村が実施するときにこれへの補助、あるいは県の管理します治山施設の維持管理を県単独で計上しております。

8の保安林整備費は、林地開発に関する許認可業務と、保安林の指定や解除などの業務

に要する経費を計上しております。

405ページの9、治山計画費は、国への予算要求のための資料作成や、あるいは治山施設の点検を行うための委託経費を計上しております。

10の国直轄治山事業負担金は、私有林内の大規模な事業地の復旧を国の直轄事業で3地区お願いしております。これに対する県の負担でございます。

次に、真ん中辺の科目の15から災害復旧費、次のページへかけてですが、これは林道とか治山の施設の災害復旧のための予算を計上しており、25年度災害の残事業と、26年度に発生するかもしれないものに対応するものです。

以上、当課の26年度当初予算の合計は63億5,000万円余りということになっております。

続きまして、25年度の補正予算について御説明をします。

資料No.④の議案説明書補正予算をお願いします。

185ページをお願いします。

この総括表ですが、上から5段目、当課はトータルで1億6,300万円余りの減額補正をお願いいたします。

内容につきましては、202ページをお願いします。

歳出となっておりますが、歳出予算、ここで御説明をさせていただきます。

まず全体として、説明欄、右の端で見ていただきたいんですが、増額分では、25年度の国の経済対策補正予算に呼応しまして、このページの一番下に、3、林道改良費と、それから次のページ203ページの上のほう、4の道整備交付金事業、それからその下の治山の山地治山事業と、この3つの事業で合わせまして6億3,000万円余りを受け入れることとしております。ただ、減額分として、今年度は比較的災害が少のうございました。緊急治山事業などの当年災害に対応するための予算の減額が半分以上を占めております。そのほか、国の当初事業の内示差などによりまして減額、また、204ページ中段に、施設災害の復旧費がございますが、これも災害発生に応じて3,000万円余りの減額をお願いするものです。合わせまして、先ほど申しました1億6,000万円余りの減額補正をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

206ページをお願いします。

新たな事業として、市町村が実施します林道改良や災害復旧事業についてお願いするものです。特に林道災害復旧事業は当年災害が大半でありまして、着手時期が遅いことや、下方道の同様の災害復旧工事による通行制限など進捗におくれを生じましたことから、繰り越しをお願いします。

207ページは変更でございますが、林道、治山とも、県事業につきましては、12月議会

で、適正な工期での発注をとということで、大半を繰り越しの御承認をいただいておりますが、その後の国の経済対策に呼応した追加事業や、あるいは当初の事業でも市町村が実施する林道の開設事業など、年度内が見込めない事業についてお願いするものでございます。林道では、工法の検討や地元調整、あるいは治山では仮設工事の土地の借り上げとか、そういったことに支障がございました。

以上で治山林道課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎川井委員 日本の山林の中には林道がまだまだ不足してるので、ぜひともふやしていただきたいと思うわけですが、林道において、例えば横断溝のグレーチングとかの事故の報告はないですかね、事例は。

◎安岡治山林道課長 全ての事故報告はいただいておりますので、人身事故、そういったものについては御報告をいただくようにしておりますが、市町村が全て管理しておりますので、今委員がおっしゃったような事例は特にはお聞きはしていません。

◎川井委員 人身事故でなしに、グレーチングが外れたことによって通行車両の燃料タンクを傷めたとか、車破損という、全国的にも林道において林道安全協会なんかでもその事例が物すごく多いわけなんです。やはり舗装してれば割に外れにくいんですけど、舗装してない場合には、グレーチングが外れることによって通行車両とかを傷めて賠償責任という事例がうんとあるから、ビスどめとか、外れないような工夫して林道つくってもらいたいんですけど、どうですか。

◎安岡治山林道課長 なるだけ経費を安くという趣旨で道をつくっておりますので、頻繁にそういうことがあるようであればですね、委員のおっしゃったようなビスどめなどの対策をできるように、市町村の御意見も聞きながら対応していきたいと。

◎川井委員 林道安全協会に賠償請求してるのは、高知県なんか多いわけ。毎年のようにあるわけです。全国的にも見てみるのに、高知県で一件もないことはまずない、毎年のようにあるし、そうなってくるとビスどめとかして、今後対策していかないと、設置したのは改めて言うことはなかなか難しいと思うけど、これからつくっていく林道の横断溝なんかは防止どめにナットを1つとめるとか、何かそういう対策も考えておいたほうがええと思うので、今後検討してもらいたい。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈新エネルギー推進課〉

◎三石委員長 次に、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎塚本新エネルギー推進課長 新エネルギー推進課でございます。よろしくお願いをいた

します。

まず、平成26年度一般会計予算について御説明をいたします。

議案説明書当初予算の資料②の407ページをお開きください。

歳入について御説明をいたします。

10、財産収入のグリーンニューディール基金利子収入491万3,000円は、昨年11月に環境省から県に交付されました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資として積み立てたグリーンニューディール基金についての運用益の見込み分となっております。

次に、12、繰入金について説明をいたします。

まず、こうちふるさと寄附金基金繰入153万5,000円は、こうちふるさと寄附金基金からの基金繰入金を、歳出予算事業の環境活動支援センター事業費の財源の一部として受け入れるものです。

次に、緊急雇用創出臨時特例基金繰入285万6,000円は、緊急雇用創出臨時特例基金からの基金繰入金を、歳出予算事業の起業支援型地域雇用創造温暖化防止情報発信事業委託料の財源として受け入れるものです。

最後に、グリーンニューディール基金繰入17億235万9,000円は、グリーンニューディール基金からの基金繰入金を、歳出予算事業のうち、防災拠点や避難所に太陽光発電などを設置するための市町村や民間事業者に補助する再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金及び、県みずからが実施をする設計委託料や設備整備工事請負費の財源として充てるものでございます。

以上、歳入につきましては計17億1,167万2,000円となり、平成25年度と比較して17億401万円の増となっております。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

409ページをお開きください。

10、林業振興環境費の2、新エネルギー推進費18億5,995万9,000円につきまして、右の説明欄にある予算のうち主なものを御説明をさせていただきます。

1、人件費は、新エネルギー推進課9名分について計上しております。

2、環境活動支援センター事業費です。

環境活動支援センター事業実施委託料につきましては、県民の環境活動に対する支援や環境学習、地球温暖化防止対策などの推進拠点としての機能を有します環境活動支援センターえこらぼの運営と、それに付随する環境学習、地球温暖化対策の推進のための事業などを委託して実施するもので、委託先としては、特定非営利活動法人環境の杜こうちを予定しております。

起業支援型地域雇用創造温暖化防止情報発信事業委託料につきましては、失業者に対する短期の雇用、就業機会を創出、提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事

業として、昨年、環境の杜こうちから提案があった事業で、外部の有識者を含めた審査会で採用となったものです。事業の内容としましては、環境意識があり、ネット上で情報発信力のある県内の主婦に対して、節電省エネ情報を提供し、ホームページやブログ上での情報発信を展開していくことで、県民のCO₂削減行動へつなげていこうとするものです。

3、地球温暖化対策推進事業費でございます。

デマンド監視委託料につきましては、県有施設に使用電力量を監視するデマンド監視装置を設置し、使用量データの収集を行うとともに、専門的な省エネのアドバイスを受け、使用電力量の削減やピークカットを図り、エコオフィス活動を推進するため委託するものでございます。

次に、温室効果ガス排出算定委託料につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律において公表を義務づけられております高知県全体の温室効果ガス排出量の算定業務を委託しようとするものでございます。

以上が地球温暖化対策推進事業費の主なものでございます。

410ページをおあけいただきたいと思っております。

4、エネルギー対策費でございます。

設計委託料は、グリーンニューディール基金を活用し、県有施設に再生可能エネルギーなどを導入するための設計委託料です。

設備整備工事請負費は、同じくグリーンニューディール基金を活用して、県有施設に再生可能エネルギーなどの設備を整備するための工事請負費です。

自然エネルギー協議会負担金は、平成23年に自然エネルギーの普及拡大を目標として発足した自然エネルギー協議会に参加するための負担金です。

再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金は、グリーンニューディール基金を活用し、災害時に防災拠点となる市町村施設や民間施設を対象として、災害時の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池などを導入する経費に対して補助するものでございます。

国庫支出金精算返納金は、平成21年度に環境省より交付された補助金8億4,700万円を原資として、地球温暖化対策や廃棄物対策など環境問題への取り組みを推進することで、雇用の創出と中長期的に持続可能な地域経済社会を構築することを目的として造成をしておりましたグリーンニューディール基金につきまして、平成21年11月の国の会計検査で指摘された事業がありましたので、それに係る国への返還金を計上しているものでございます。

次に、5、こうち型地域還流再エネ事業主体出資金は、地域の再生可能エネルギー資源から得られる経済効果などを地域内に最大限に還流させるための官民協働による発電事業

主体を設立するための出資金です。現在の進捗状況につきましては、後ほどの報告事項で改めて御報告をさせていただきます。

次に、6、地球温暖化防止県民会議活動推進事業費でございます。

県民会議活動推進事業実施委託料は、高知県地球温暖化防止県民会議の運営と、県民会議を構成する県民部会と事業者部会のそれぞれの運営を委託して実施することで、地球温暖化防止活動を県民や事業者と連携・協働して県民運動として実施するものでございます。委託先としては、県民部会につきましては特定非営利活動法人環境の杜こうちと、事業者部会につきましては高知商工会議所を予定しております。

411ページをごらんいただきたいと思っております。

7、グリーンニューディール基金積立金は、基金の利息を積み立てるものです。

当課の一般会計予算の平成26年度予算の総額は18億5,995万9,000円となり、前年度の当初予算額と比べて15億6,988万9,000円の増額となっております。

412ページをお開きください。

再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金3,978万8,000円は、26年度に交付決定を予定している補助金のうち、補助事業の完了が27年度になる予定の施設が2カ所ございますことから、平成26年度から平成27年までの債務負担行為となっております。

以上で平成26年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、平成25年度2月補正予算について御説明いたします。

議案説明書補正予算の資料④の208ページをお開きください。

まず、歳出について御説明をいたします。

1、人件費の市町村派遣職員費負担金675万7,000円は、当課に配属されている市町村からの派遣職員について、負担金分を予算化するものです。

次に、209ページをお願いいたします。

こうち型地域還流再エネ事業主体出資金8,925万9,000円は、今年度に事業に着手した6カ所のうち、後発となっております佐川町、黒潮町、日高村、土佐清水市の4つの事業について、3者協定の締結後、用地に関する調整のほか、設備認定や系統連系などの手続に時間を要しており、議案提出の時点で年度内の予算執行が難しいことが予想されるため、念のため翌年度への繰越処理を行うものでございます。

なお、佐川町につきましては、先月25日に発起人会を開催し、発電事業会社の基本事項を定めることができましたことから、年度内に執行できる見込みとなっております。残りの黒潮町、日高村、土佐清水市につきましても、議会明けの3月下旬に発起人会を開催できるよう調整を図り、可能な限り年度内に予算執行ができるよう努めてまいります。

以上、補正予算について説明いたしました。

新エネルギー推進課から御提案させていただいております議案に関する御説明は以上で

ございます。どうかよろしく願いをいたします。

◎三石委員長 はい、質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 この新エネルギー、本当に今一番大事な事業になってまして、高知県の森林率を生かす必要があると思います。例えばメガソーラーにしても、農振がかかったり保安林があったり、高知県はそういう制約が多いというか、適地探しにかなり苦労するのが現状のようです。こういう新エネルギーを産業に生かしていくためには、山の活用といますか、去年の12月の議会でも知事に対する質問で、必要であれば山を削って農地とか産業振興に生かせる場所をつくれという提案もしたことがあります。この適地探しで本県でネックになってるような現状はございませんか。

◎塚本新エネルギー推進課長 委員の御指摘のとおり、特にメガソーラーのような、ある程度の規模がまとまった土地が必要な場合には、適地が限られるという制約もあることはございます。ただ、再生可能エネルギーもいろいろな種別がございまして、太陽光発電だけではなくて風力ですとか小水力、木質バイオマスというエネルギー種別があります。ですから、不利なところは不利なところとして、ただ森林率が非常に高く木材の資源が豊富という有利な面を生かした形の再生可能エネルギーの導入というのを進めていくべきではないかということでございます。おかげさまでメガソーラーも、いろいろ遊休地もあったということもございまして、順調に導入も進んでおりますし、また木質バイオマスにつきましては、木質バイオマス発電ということで、固定価格買取制度の有利な面を引き出すということで、先取の施設が県内に2カ所計画されているという状況でございます。ですから、高知県の特性を最大限に生かす形で進めていくということであれば、不利な条件を克服して進めていけるのではないかと考えておるところでございます。

◎坂本（孝）委員 高知県は太陽の光の多いところで、メガには最適の場所なわけですね。この間京都のある会社を訪問して話をしてくださって、室戸出身の人で、物すごく愛着を持ってるわけですけども、その人がやっぱり言うのは、適地探しに苦労すると。保安林の制約、農振の制約、そんなものがあると。それから、高知県へ行っているいろんな相談するにも窓口がないと。そういう窓口をつくってもらいたいという要望もあったわけです。それから、メガソーラーを進める上で保証協会のようなものもあれば事業者は進めやすいんじゃないかという御提案もいただきました。そこは結構大きな会社で、高知県、東のほうになりますが、そこで15万坪を使って、かなり大がかりな、20メガですからかなり大がかりな事業を計画して今やっているとありますが、そんなお話は来てますか。

◎塚本新エネルギー推進課長 委員のおっしゃられている企業は大体的見当はつくところではございます。そこにつきましては、東のほうだけではなくて高知市内でも計画をされているということも聞いておりますし、こちらにも適地はないかということで、以前そういうお話もあったと伺っております。そのときに、民間、民地を御紹介をするというのは

こちらとしてもやりにくいところもございますので、市町村等から情報を収集しまして、一般にホームページ等で遊休地のようなものの公開をしておりましたが、そういう情報をお伝えしたところでございます。

さまざまな制約があるということもございますが、土地を利用する場合においてはそれぞれの土地を安全に活用していくということもあろうかと思っておりますので、それぞれ制約を受けるといことではございますが、ただ、この再生可能エネルギーの導入を進めていくということで、国でも一定、規制緩和というような動きもございます。ですから、農振地域とか農地の活用が非常に難しいということも聞いておまして、そういう規制緩和等につきましては国へも要望を上げているというところでございます。ただ、最近、農地につきましては、ソーラーシェアリングというような形で、農業をしながらその上で太陽光発電をするという考え方も導入されてきておりますし、徐々に再生可能エネルギーを導入していく条件整備は進んでいるのではないかと考えております。ただ、その窓口の不足、窓口がない、そういうお話があるということもございますが、それは我々の不徳のいたすところでございますので、そういう点につきましては反省をしながら、情報提供ということも誠意尽くしていきたいと考えておるところでございます。

◎坂本（孝）委員 住宅用の太陽光発電についてですけど、この普及の状況とそれから売電価格が下がっていくわけですけども、そうした中で、その補助率は以前と変わっていないのか、今後もっと補助率を上げていくお考えがあるのかないのか、ここについてお聞きしたい。

◎塚本新エネルギー推進課長 10キロワット未満の設備認定の状況でございますけど、11月末現在で3,572件の設備が認定をされてございます。国の発表が11月末現在が直近ですので、その数字ということでお願いしたいと思っております。

住宅太陽光への助成の動きでございますけれども、本年度までは国の助成がございました。本年の助成の内容ですが、キロワットが41万円以下の施設の場合はキロワット2万円、41万円を超えて50万円までの施設についてはキロワット1万5,000円という補助金でございました。ただ、固定価格買取制度が導入されまして、その買い取り価格についてこの間発表になりましたが、その資料などを見ておりますと、国は、平成26年度からこのような個別の太陽光発電に対する補助は廃止するというところでございます。それにかわりまして、それを織り込んだ形で固定価格買取制度における買い取り価格を決定したということで、平成24年、25年度は38円でございます。それが今、平成26年度の案につきましては37円ですので、大規模なものについては4円値下がりしておりますが、これについては1円しか値下がりをしてないというところで、こういうところは補助金がなくなったことを織り込んで設定をされているのかなというところでございます。ただ、設備そのものも大分以前よりは下がってますので、順調に導入は進んでいるという現状でございます。

◎森田委員 土佐グリーンパワーに絡むこと。部長も聞いて。おおとよ製材と抱き合わせに、端材をきれいに燃焼させて、そこに雇用の場もできると。県費もいっぱい基金から出して、出光、県森連も出して、大きな事業が動きゆう。それまでに土電問題で結構逡巡して、事業が頓挫するんじゃないかというところまでいったけど、やっと起工式して、今事業もだんだんとピークになってきているんですけどね。高知市の土地の中に、隣に市道があったりいろいろ問題があって、急いで完成させないかんのに、高知市の何か課題処理が遅いと。全然使えんような市道なんかでも、もったいぶって全然事業に協力してくれんと。高知市には相談の窓口がないと言ったとき、所管が県にあると思うので、時々はこちらからもアクセスしちゃって、問題ないですかというような声掛けはしてもらいたいと、そんな声も聞こえてきてるし、頼みます、部長。

◎田村林業振興・環境部長 我々十分意思疎通図ってやってるつもりですけど、そういうお話があるのであれば、なお一層気をつけたいと思います。

◎吉良委員 再生可能エネルギーが順次広がってきているということ、予算面でもすごくよくわかるんですけども、地域還流型ということで、そちらのほうもね、機能を示し出したということで、非常にうれしいわけですけども、その一方、公共施設だとか、それから個人の住宅への取り組みがまだまだだと思います。特に今度、公民館を含めて、公共施設の耐震化とか集会所、これに補助もついて、それとあわせて公民館なんかも含めて再生可能エネルギーの導入促進ってことがあるんですね。これも本会議でも取り上げさせてもらいましたけれども、その後、法人県民税含めて現時点でどのような対応がなされて、今後、課としてどのように対応していこうと考えてるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

◎塚本新エネルギー推進課長 高知市が実施しております事業につきましては、本会議においても御質問をいただいて、御指摘いただいたところでございます。この事業は、そのとき部長から答弁いたしました、設備規模が小さいものにつきまして、それを収益事業とする場合においては非常に事業として成り立ちにくいところがあります。ただ、集会所等への導入というものを進めていくためにどういうことが必要かということにつきましては、税の問題もあろうかと思えますし、また手厚い補助金、支援事業、そういうところもあろうかと思えます。ただ、我々の進めていく中で、再生可能エネルギーの普及促進というところだけで捉まえるのかといいますと、地域のコミュニティーでありますとか、地域づくりへの非常な貢献というところもありますので、どういうふうに評価するかということについては、関係各課とも調整をとりながら進めていきたいと思っております。

ただ、防災拠点等への導入につきましては、国の大型の助成事業もございまして、うちとしましても提案させていただいて採用いただいて、18億円というお金がついております。これを今後どのような形で有効に活用するのかということもございまして、市町村か

ら提案を出していただいて、それを専門の方の評価委員会で評価するというので、導入の箇所も決定しているところでございます。どういう目的で導入をするかきっちりとした上で、再生可能エネルギーの導入促進という観点でどういうことが必要であるかというようなことは十分に考えて対応していきたいと考えているところでございます。

◎吉良委員 具体的には、学校施設なんかは非常に長期避難場所になってるわけですから、当然それはお考えになってるわけですね。

◎塚本新エネルギー推進課長 グリーンニューディール基金を活用した施設につきましては、学校施設も何件かございます。県有施設につきましては、4億円の枠の中で導入をするということを考えております。今考えておる導入の施設ですけれど、災害対策支部ですとか医療支部、総合防災拠点、それから福祉避難所というところを考えておるところでございます。限られた中で予算を有効利用しようというところによりましては、何を優先順位の1位にするかというのが非常に重要なところと思っております。ただ、市町村施設につきましては市町村で優先順位をつけていただいて選定をすることもしております。そういう形で順調に導入が進むのではないかと考えておるところでございます。

◎吉良委員 防災の観点なんかで10キロワット以下でそれぞれつけていくこともありますので、もうけるためにやってるわけじゃないので、NPO的な扱いをして、ぜひ法人県民税含めて課税免除する方向でも検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(なし)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

ここで10分休憩といたします。再開は3時10分。

(休憩 15時0分～15時10分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈環境共生課〉

◎三石委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎小松環境共生課長 環境共生課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、平成26年度一般会計当初予算につきまして御説明させていただきます。

資料No.②議案説明書当初予算の413ページをごらんください。

当課の歳入につきまして、主な項目を御説明いたします。

9、国庫支出金は、自然環境整備交付金で、長距離自然歩道の整備事業に充当いたします。

下から4段目、10、財産収入の2、利子及び配当金は、地域環境保全基金の利子収入で

ございます。

次、414ページをお開きください。

上の端、12、繰入金は、こうちふるさと寄附金基金、地域経済活性化・雇用創出臨時基金、森林環境保全基金からのそれぞれの繰り入れでございます。

中ほどの14、諸収入の1、受託事業収入は、月見山こどもの森の管理についての香南市からの受託事業に係る収入でございます。

また、14、林業振興・環境部収入は、オフセット・クレジットの販売収入でございます。

15、県債の13、災害復旧債は、自然公園の施設等が自然災害により被災した場合に備える災害復旧債でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

415ページをごらんください。

環境共生費は、右の説明欄のうち主なものの説明をさせていただきます。

1、人件費は、環境共生課18名分でございます。

2、環境共生保全費は、環境影響評価技術審査会の委員報酬や、そのほか自然環境保全行政の円滑な推進を図るための運営費などでございます。

3、協働の森づくり事業費は、県として参加企業勧誘のための事業企画立案や提案活動を行うことなどに要する経費でございます。

次、416ページをごらんください。

4、オフセット・クレジット推進事業費は、豊かな森林資源を温暖化対策に活用する手段として、オフセット・クレジット等の創出を行うための経費でございます。あわせて、協働の森づくり事業の間伐整備により増大しました森林吸収量を認証し、協賛企業へのお礼の見える化として吸収証書を発行することなどを予定しております。

1つ目のオフセット・クレジット認証センター運営等委託料は、県内の市町村や事業者からの申請を受けまして県がプロジェクトの登録や認証を行うと同時に、クレジットの発行や販売サポートなどに向けた助言や支援業務を高知県山林協会に委託するものでございます。

次のオフセット・クレジット市場拡大事業委託料は、オフセット・クレジットの販売促進を図るためにプロバイダー等にクレジットの販売を委託し、販路の拡大を図ろうとするものでございます。

2つ下の事務費は、クレジットを紹介し購入者を得るためのマッチングイベントや、環境先進企業への訪問などを行いますとともに、高知県版J-クレジット制度の普及促進を図るため、県内自治体等を対象に説明会や研修会を開催するためのものでございます。

次に、5、清流保全推進事業費は、仁淀川や物部川の清流保全計画に基づき、流域住民

や事業者、関係市町村などと協働して清流の保全を図ろうとするものでございます。

第2次仁淀川清流保全計画改訂委託料につきましては、第2次仁淀川清流保全計画の策定から5年目を迎える26年度に、計画の取り組み項目の見直しを行うための資料の取りまとめや分析等を委託するものでございます。

次の6、四万十川総合対策費は、四万十川条例の推進や関係機関との調整などの取り組みに必要な経費でございます。

1つ目の四万十川流域保全振興委員会委員報酬は、四万十川条例に基づきまして、流域の保全と振興に関する重要事項につきまして審議を行っていただくため設置しました委員会の委員報酬でございます。

2つ目の四万十川流域保全振興委員会運営等委託料は、振興委員会の開催、運営などに関する業務を委託するものでございます。

四万十川財団運営費補助金は、四万十川流域の保全と振興への対策を推進する実践組織であります四万十川財団の管理運営費の一部を助成するものでございます。

事務費は、四万十川重点地域調査に係る経費や清流基準モニタリングなどに要する経費でございます。

次に、417ページをごらんください。

7、希少動植物保護対策事業費は、県内に生息、生育する希少野生動植物の保護対策を行うとともに、生物多様性基本法に基づいて策定しました地域戦略の推進を図るための経費でございます。

1つ目の環境審議会自然環境部会委員報酬は、生物多様性地域戦略に係る取り組みなどについて御審議いただくために開催する高知県環境審議会自然環境部会の委員報酬でございます。

なお、生物多様性地域戦略の概要につきましては、この後の報告事項におきまして御説明させていただきます。

次のレッドデータブック改訂等委託料は、動物編の高知県レッドリスト、レッドデータブックにつきまして、前回の作成から10年以上が経過しておりますことから、県内の野生動物の生息状況を正確に把握し、今後の保護対策に活用するために、これらの改訂作業に取りかかるものでございます。

次の希少野生植物食害防止対策委託料は、ニホンジカの食害により希少野生植物などへの被害が著しく発生しておりますことから、専門機関によります現況調査と、対策として希少植物の周辺をネットで保護するなどの対策を行うものでございます。

次の生物多様性地域戦略普及啓発事業委託料は、生物多様性地域戦略を推進していくために、この戦略のキックオフフォーラムの開催など、普及啓発を行うものでございます。

次に、8、自然公園等施設整備事業費は、自然公園や長距離自然歩道、四国のみちなど

において、長年の使用等により美観が損なわれたり危険な施設の改修等に要する経費でございます。

9、自然公園等管理費は、自然公園などの維持管理のための経費でございます。

1つ目の、四国のみち管理委託料は、四国のみちを快適に御利用いただくため、草刈りやトイレ清掃などを委託により実施するものでございます。

次の、月見山こどもの森管理運営委託料は、香南市にございます県立月見山こどもの森の管理運営を、指定管理者であります情報交流館ネットワークへ委託するものでございます。

次に、10、牧野植物園管理運営費でございます。

管理等委託料につきましては、指定管理者であります公益財団法人高知県牧野記念財団への管理運営委託料でございます。

418ページをお開きください。

11、豊かな環境づくり総合支援事業費は、市町村やNPO等が行う地球温暖化対策の啓発活動や河川の環境保全及び環境学習等に対して支援を行うものでございます。

続きまして、15の災害復旧費でございます。

1、公園施設等災害復旧費は、自然公園区域内の施設が台風などで被害を受けた場合に、その復旧に要する予備的な経費として計上しているものでございます。

以上が一般会計でございます。環境共生課の平成26年度の総額は6億883万8,000円となり、前年度の当初予算額に比べまして887万4,000円の減、対前年度比約98.6%となっております。

続きまして、土地取得事業特別会計について御説明いたします。

751ページをごらんください。

歳入は、土地取得事業収入に係るものでございます。

752ページをごらんください。

歳出の2、自然保護基金管理費は、自然公園などの自然景観のすぐれた土地や自然保護上重要と認められる土地を基金により取得するもので、土地を取得するための調査や、これまでに取得した土地の維持管理に要する経費でございます。

以上で平成26年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、平成25年度の補正予算について御説明させていただきます。

資料No.4、議案説明書補正予算の210ページをお開きください。

歳入につきましては、歳出の減に連動して減額するものでございます。

次の211ページをごらんください。

まず、増額補正ですけれども、1、人件費につきましては、日高村からの派遣職員1名分の給与の負担金でございます。

次に、減額補正でございます。

2、オフセット・クレジット推進事業費のオフセット・クレジット市場拡大事業委託料は、委託先によるJ-VERクレジット販売料が減少したことによる減額でございます。

また、事務費は、予定しておりましたクレジット発行手数料が制度改正により不要となったことなどによる減額でございます。

次に、3、四万十川総合対策費のうち、1つ目の四万十川流域保全振興委員会委員報酬は、会議の開催予定の変更による減額でございます。

また、四万十川財団運営費補助金は、事務局長の人件費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次の4、希少動植物保護対策事業費は、生物多様性地域戦略策定事業において業務内容の見直しなどにより不要が生じたものでございます。

次の5、牧野植物園管理運営費は、牧野植物園の下水道使用料が当初の見込みを下回ることにより、管理等委託料の減額するものでございます。

以上の補正の総額は548万7,000円の減で、これにより平成25年度の環境共生課の予算は5億8,009万8,000円となります。

次に、213ページをごらんください。

本年度以降の指定管理期間中の牧野植物園管理運営委託料につきまして、債務負担行為の補正をお願いしているものでございます。本年4月からの消費税率の変更に伴います増額や、牧野博士の遺品資料のレプリカ制作に要する経費など、植物園の管理代行料に係る費用の増額分について、27年度までの指定管理期間に必要な額を追加するものでございます。

条例その他議案を説明させていただきます。

環境共生課から提案している議案は2件ございます。

まず、1つ目の議案でございます。資料No.5、議案（条例その他）の10ページをお開きください。

第43号高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案のうち、環境共生課関連部分について御説明させていただきます。

補足説明資料の10ページをごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正は、知事の権限に属する事務のうち、自然公園法に基づき県立自然公園内で国の機関が事業主体として行為を行う場合の書類の受理及び県立自然公園条例に基づきまして県立自然公園区域内における制限行為の許可など知事の権限に属する事務を、協議の調いまして安芸市が処理できるようにしようとするものでございます。

改正後の事務の流れとしましては、これまで安芸市が書類を受けて県に進達するという形から、安芸市において御判断いただく形に変えるものでございます。ちなみに、安芸市

には手結住吉県立自然公園の一部がございます。

なお、施行日につきましては本年4月1日からとさせていただきます。

1つ目の条例議案は以上でございます。

次に、2つ目の議案でございます。資料No.5、議案条例その他の125ページ、第75号高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

消費税法の一部改正等を考慮し、県立牧野植物園の利用料金並びに入園料及び使用料の額に引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう、必要な改正をするもので、あわせて文言の整理も行うものでございます。

環境共生課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◎加藤副委員長 質疑を行います。

◎川井委員 部長、以前、高知県の山林の持つ公益的機能を現金に換算したら、1兆8,000億円言いましたかね。日本全体で70兆円とも80兆円とも。高知県の山の持つ公益的機能は1兆8,000億円ぐらいやったと思うんですが、そういうことを踏まえて、環境に対して山の持つ公益的な機能を啓発するというか、教える、もうちょっと小学生とかに。そういう取り組みが全然ないです、見る限り。そんなところはどのように考えてますか。

◎田村林業振興・環境部長 森林の公益的機能とかのPRは、どちらかという森林環境税を利用した林業環境政策課の事業として基本的には行わしていただいていると思っております。

◎川井委員 そのところにおいても、もうちょっと積極的に幼少のころからの啓発活動をしてもらいたい。山の重要性、自然環境を維持管理していかないかんという教育が、日本全体でも言えることやとは思いますが、それが希薄になっているということもあるんですが、今の若い世代の者は木の種類も知らないし、木であれば全て一緒のような感覚になつとるわけよね。そんな面はどう考えてますか。

◎小松環境共生課長 環境学習につきましては、山の学習につきまして、先ほど部長のほうから申しあげましたとおり林業環境政策課が森林環境税を使つての環境学習ということで、山の一日先生とか事業を行っているわけですが、当課といたしましても、清流保全を受け持っておりますので、物部川、四万十川、仁淀川、それぞれの連絡協議会、財団の中で地域の活動としまして環境学習も、山の学習の頻度に比べますと若干落ちるところはあろうかと思っておりますけれども、山の大切さ、山、川、海というつながりを持って、山の保水力とかそういうことに関して学習も行ってはおります。

◎川井委員 この生物の多様性を維持していくためにも、川イコール山の整備も全てそこから、海にミネラル分が豊富に流れるということで、漁業にも関係するし、この課においてもそういうことは日ごろから、ぜひPRしていつて、山の重要性をもっと広報、啓発してもらいたいんですが、どうですか。

◎高橋林業環境政策課長 さつき部長のお話がありましたが、基本的には森林環境税なんかを使ったいろんな事業で啓発しています。例えばきょうお配りしておりますこの「mamori」をちょっと見ていただきますと、この中にそういった公益的機能、これは大体小学校の5年生、6年生ぐらいをターゲットにした内容でこしらえています。こういった広報なんかも学校の教材として使ってもらいながら進めていくということも一つの取り組みでございます。

◎田村委員 417ページの1つは四国のみち管理委託料です。前からちょっとこれ気になるんですが、今かなり荒れているところがあるので、ええところはええかもわからんけど、それとそれぞれのパンフレットとかがどうなっておるか。八十八カ所が大事に保存されて、追いつくというか補完するものとして、市町村ではこの四国のみちは非常に重要ですので、この581万円でどれくらいまでの整備をするかなと思って。

◎小松環境共生課長 管理運営委託料につきましては、整備ではなくて、通常のトイレだとか休憩所だとかいろんな施設がございますので、そちらのトイレの清掃だとか消毒、くみ取り、それから休憩所の周りの草刈りだとか、それとあとパトロールを二月に1回行っていただくというようなことを主に市町村に委託して実施しているものでございます。あと、パンフレット等につきましては当課で作成しておりますので、必要な方にはお配りさせていただいておりますし、それとあとホームページにも載せてございますので、もしとれる環境にございましたらホームページからプリントアウトしていただければと考えております。

◎田村委員 この四国のみちの整備を委託料で今やっているかもわかりませんが、ちょっと荒れ果てているところがあるので、ぜひ、そう大きな金は要らんとは思いますけど、補修も含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎小松環境共生課長 言い抜かっておりましたけれども、整備につきましては別途、その上の自然公園等施設整備事業費の中で整備も行ってございまして、四国のみちの先ほど申し上げましたトイレだとか、かなり全体が委員御指摘のとおり老朽化しておりますので、順次危険な箇所から直していくという形をとらせていただいておりますし、あと看板とかも薄れてきてというのはかなりございまして、それも順次やってまして、今年度は安芸市の方面の看板をずっと直さしていただいたんですけれども、看板も全体で2,000ほどございまして、なかなか一遍にはいかないの、順次やらせていただきたいと思っております。

◎田村委員 市町村では八十八カ所のお寺がないところはああいうものを非常に大事にしておるようですので、ぜひ大事にさせていただきたいなと重ねてお願いします。

それから、このレッドデータブックですか、今どこに行ったらもらえるとか手に入るんですか。県外の人に来て、それもらいたいと言われたけど、よう見つけなかったんですが、改訂の内容とか、全容を教えてください。

◎小松環境共生課長 レッドデータブックは、差し上げるものではなく、販売をしてございます。動物編がたしか4,200円で売らしていただいておりますので、また御連絡いただきましたら送らしていただきます。

◎坂本（孝）委員 牧野植物園の入園料です。これしょっちゅう、僕のところへ電話してくる年寄りがおって、もっと安うならんかと。高齢者は割引があるはずやけど、もうちょっと一般の人も割引したらもっとたくさん人が来て入ってくれそうなという話が来ちゅうがですけんどね、どうでしょうね。

◎小松環境共生課長 牧野に限らず、高知県内の文化施設につきましては、長寿手帳をお持ちの方だとか高校生以下につきましては無料ということで、できるだけ、特に小さな子供さんたちにつきましては教育のこともございますので、来ていただきたいということで、無料でやらせていただいております関係もありまして、値下げということになりますと結局県の持ち出しがふえることになりますので、年間パスポートの割引、それから会員になる割引の制度も設けてございますので、年間パスポートですと4回行きますと年間の観覧券のパスポート料金もそれでクリアといいますか、5回以上になりますと、ただということになりますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

◎森田委員 せっかくある文化施設、高齢者と子供だけやなしに、条例も変えもってね。図書館なんか一銭も金入れんで、県費垂れ流しとは言わんけど、県の施設でね、どんどん使ってもろうて県民の民度も上げて、旺盛な文化力をつくっていきゆうき、一緒やき、入りやすい環境づくりというのは大事やと思うんですが、果たしてそれでどれくらい穴あくのか。何百万円か要っても、今の状態から下げて、最後はバリアのけて、いつでもみんな入ってというところまで進化していったらいいと思うき、どんどん使ってもろうて見てもらう、体験してもらおう施設やき、県政が立ち行かんくらい負担になるようなことやったらそらいかんけど。大いに花も見てもらって。今度提案してきたらどんと判を押すき、もう安うに開放しますと、そのくらいの勢いでやればいい。使い切って成果を上げていく。料金バリアがないように、全体をそんなふうに、部長、ほかの部も含めて、ぜひここが先にやりたい、やってあげたいと言うたらほかの部も一緒に、あそこの文化財団かね、そうなっていくと思う。

◎吉良委員 まず消費税に連動してですね、上げるようなことはやめるということで、ちょっと1点確認したいんですけども、これ記念財団との契約、これ料金設定は上限をこちらとしては決めて、そして指定管理者がみずからが自主的に決めるということになってるわけですね。そういう解釈でよろしいですか。

◎小松環境共生課長 料金幅、基準額を設けさしていただいております、その中で指定管理者がこの金額にしたいというのを県に出していただいて、県が承認するという形をとらしていただいております。

◎吉良委員 その運営にかかわってくる、建築じゃないわけですから、それは考えていかなくちゃいけないと思うんですけれども、それも含めて、森田委員がおっしゃるように、全部県がもう出しちゃうということまではいかんでも、政策的なことも含めて、議会にそれぞれやっぱし諮っていくような料金設定にすべきだということを改めてちょっと申し添えておきます。

◎三石委員長 ほかに。

〈環境対策課〉

◎三石委員長 次に環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 環境対策課でございます。

予算議案と条例議案になります。

まず、第1号議案平成26年度一般会計当初予算でございます。

議案の①当初予算の14ページをお開きください。

14行目の石綿健康被害救済基金出せん金1,200万円は、石綿による健康被害の救済に関する法律第31条に基づき、平成19年度から各都道府県が出捐し基金を設置しています石綿健康被害救済基金に対しまして出捐するための財源を起債により計上しているものでございます。

次に、議案②のほうへ移っていただきたいと思えます。当初予算です。

419ページをお願いします。

環境対策課の項でございます。まず、歳入でございます。

科目の8、使用料及び手数料のうち、8、林業振興環境使用料は、環境省が環境研究センター内に大気測定用のパソコンなどを設置しておりまして、それに係る目的外使用料を歳入として計上しております。

次に、2行下の9、林業振興環境手数料は、公害紛争処理申請手数料やフロン類回収業者登録手数料、自動車リサイクル法に基づきます使用済み自動車の引き取りや解体業の許可手数料、それから産業廃棄物の収集運搬や処分業の許可手数料、そういったものを歳入として計上してございます。

次の9、国庫支出金のうち、9、林業振興環境費補助金は、市町村の一般廃棄物処理施設の整備に係る指導監督交付金として国から交付されるものでございます。

次に、420ページをお願いします。

2行目の7、林業振興環境費委託金は、国からの委託によります化学物質等の調査を行う業務や、国が栲原町に設置し、その管理を県に委託しています酸性雨測定局の管理のための委託金でございます。

次の12、繰入金は、こうちふるさと寄附金基金及び地域経済活性化・雇用創出臨時基金の2つの基金からの繰り入れを計上しています。これらの基金を財源とする事業につきま

しては、後ほど歳出の部で御説明いたします。

次に、14、諸収入の貸付金元金収入ですが、日高村の管理型最終処分場エコサイクルセンターの設置に要する経費を支援するため、建設工事に着手するまでの平成15年度から19年度までの5年間、公益財団法人エコサイクル高知に対して無利子で貸し付けを行ってまいりました。エコサイクルセンターが開業した平成23年度から、貸付金の返済を複数年に分割して受けておまして、その平成26年度分の返済額を受け入れるもので、26年度をもってこの返済は完了することを予定しております。

2行下の林業振興・環境部収入ですが、高知市棧橋通にあります環境研究センターの建物に公益財団法人高知県総合保健協会が同居しております。庁舎管理者として環境研究センターが光熱水費などの管理費を一括して支払っておりますため、高知県総合保健協会が負担する光熱水費を諸収入として受け入れるものです。

また、大気汚染に係る環境業務支援システムの運用、保守管理に要する経費のうちの高知市負担分と、各福祉保健所に配置しています非常勤職員や当課及び環境研究センターの臨時職員の労働保険料、さらには航空機騒音測定機器の整備に係る一般財団法人空港環境整備協会からの助成金を諸収入として受け入れております。

なお、8、雑入のうち一般財源収入分の計上につきましては、従来、財政課のほうで一括計上しておりましたが、26年度予算からは当課にて計上するように変更を行っております。

次に、15、県債ですが、次の421ページをお願いします。

8、林業振興環境債は、先ほど御説明しました石綿健康被害救済基金へ拠出する出捐金の起債でございます。

次に、422ページをお願いします。

歳出になります。

目の4、環境対策費のうち主なものを御説明します。

右の説明欄の欄の1、人件費は、環境対策課17名と環境研究センター14名、合わせて31名分の給与費になります。

次の2、廃棄物処理対策事業費は、廃棄物の適正処理並びに不法投棄への対応などの経費を計上しています。

423ページをお願いします。

廃棄物緊急処理委託料は、県内5つの福祉保健所で市町村や関係機関などと連携して行います不法投棄廃棄物の撤去に要する経費です。

次の産業廃棄物適正処理啓発事業委託料は、排出事業者や処理業者などを対象に行っています講習会に係る経費でございます。

次の産業廃棄物管理票集計業務委託料は、平成20年度から産業廃棄物の排出者に報告が

義務づけられました産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストの交付等状況報告書についてのチェック並びに集計業務を委託する経費でございます。

3行下の、放置自動車適正処理推進事業費補助金は、平成13年に施行されました放置自動車の発生及び処理の推進に関する条例に基づき、市町村に対して支援を行うものでございます。

次の不法投棄原状回復支援金返納金は、平成14年に旧本川村での硫酸ピッチの不法投棄の撤去に当たりまして、総経費1,805万5,000円のうちの4分の3、1,354万1,000円を公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から支援を得て行い、その後、逮捕された6人の実行犯に対しまして求償を行ってきておりまして、昨年度に納付されました額のうち、財団から支援を受けた4分の3に相当する額を引き続き返納するものでございます。

次の事務費ですが、その中には、清潔で美しい高知県をつくる条例に基づきます事業としまして環境美化推進事業費を計上しております。先ほど御説明しました廃棄物緊急処理委託料と合わせまして251万9,000円の事業費となりますが、この財源としましては、こうちふるさと寄附金基金から繰り入れを行うものです。今後もこの活動を一層進めていくこととし、内容としましては、ボランティア参加の方々の傷害保険料、美化活動のための用具代や啓発用ポスター、さらには美化活動で集めたごみの処分費用などを計上してございます。

また、事務費の中には、災害廃棄物処理対策事業費241万5,000円を計上しております。現在策定中の災害廃棄物処理計画をもとに、市町村等に対して災害廃棄物処理対策についての説明会などを開催するとともに、要請に応じまして個別に市町村を訪問し、計画策定について支援を行う、そういった経費を計上しております。

次の3、エコサイクルセンター支援事業費です。この事業費は、平成23年9月に完成し、同年10月から開業しております管理型処分場のエコサイクルセンターの運営支援のための事務費と、地元日高村の振興のための経費を計上しています。

地域振興対策交付金は、地元日高村が行う振興策に対して支援するものです。1つ目としましては、学童保育事業を初め3つの事業を村が計画しておりまして、これらのうち村が負担する分の支援として、その所要額をお願いしております。もう一つは、村がふるさとづくり基金を造成し平成20年3月に開業しましたJR小村神社前駅の整備のように、村が主体的に事業を行うための原資に充てるもので、基金の積立分として6,000万円を交付しております。

次の4、環境研究センター費です。この経費は、環境研究センターの清掃等、庁舎の維持管理、保有している機器の保守管理、環境情報の普及啓発、検査機器の洗浄や、屋外での業務の補助業務、大気環境移動測定、降下ばいじんの測定などのほか、環境保全上必要な測定や調査研究、技術指導を行うための管理運営費を計上しております。

424ページをお願いします。

環境保全事業費です。

4行下の公共用水域水質調査委託料、地下水水質調査委託料、微小粒子状物質成分分析等委託料、道路交通騒音調査委託料は、それぞれ水質汚濁防止法とか大気汚染防止法などの環境法令に基づきまして、環境モニタリング調査を民間の試験検査機関に委託する費用を計上しております。

次の酸性雨測定機器保守点検委託料は、環境省からの委託事業で、国が梶原町に設置しています測定機器の定期点検に係る費用を計上しています。

次のダイオキシン類濃度測定調査委託料は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づきます常時監視として、大気や河川、地下水の水質、底質、土壌等についての調査を民間分析機関へ委託する経費を計上しております。

次に、425ページをお願いします。

環境業務支援システム保守委託料は、環境業務支援システムの運用保守に係る費用を計上しています。

次の施設整備工事請負費は、いの合同庁舎に設置しています大気測定局の整備費用を計上しています。その財源としましては、地域経済活性化・雇用創出臨時基金から繰り入れを行うものです。

2行下に事務費としまして5,302万6,000円をお願いしておりますが、この中には、平成16年度から取り組んでおりますリサイクル製品普及促進事業に要する経費73万2,000円を含んでおります。リサイクル製品普及促進事業は、廃棄物などを循環資源として利用し、県内で製造加工されているリサイクル製品などを認定し、廃棄物の発生抑制と再生利用を促進しようとするものでございます。

次に、6、ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理基金出えん金でございまして。コンデンサーやトランスなどに用いられてきたPCBは、有害な産業廃棄物として特別な処理が必要なため、国で方針を立て、全国5カ所に広域的な処理施設を設置しております。四国、中国、九州は北九州市の施設で処理をするということになっておりまして、排出事業者の処理費用に対して助成を行う基金と、国と都道府県で2分の1ずつ分担することにしてあります。国と都道府県が、平成13年度から22年度までは20億円ずつ、平成23年度から25年度までは10億円ずつ、26年度以降は7億円ずつを目標とする基金に積み立てをしておりまして、本県の出捐のための所要額を計上しております。

次の7、石綿健康被害救済基金出えん金は、先ほど地方債で御説明しましたが、本県の出捐のための所要額を計上しております。

以上、環境対策課の当初予算総額は5億5,715万8,000円、前年度と比べて金額で5,839万9,000円、率で9%の減となっております。

続きまして、第23号議案でございます。

④補正予算の214ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

7、分担金及び負担金の6、林業振興環境費負担金は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料の減額に伴って財源の負担金を減額するもので、内容については歳出の部で御説明をいたします。

次に、12、繰入金の25、地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入は、平成25年度6月補正で計上しました大気測定局2局舎の整備につきまして、工事請負費の一般競争入札に伴います入札残を減額するものでございます。

次に、14、諸収入の林業振興・環境部収入は、新基準対応の航空機騒音測定機器の整備に関しまして、一般財団法人空港環境整備協会からの助成金が減額されたことによりまして、諸収入を減額するものでございます。当初、4基購入する予定でしたが、助成金の減額によりまして、購入台数は2基に変更して執行しております。

次の215ページ、歳出でございます。

4、環境対策費の右の説明欄をお願いします。

1、廃棄物処理対策事業費は、先ほど歳入の部で御説明しましたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料の減額でございます。内容につきましては、県保管分と合わせて一括処分するとしておりました高知県公営企業局の保管分の一部について、企業局が直接処分することになりましたため、企業局からの負担金が減少したことによります歳入及び歳出の減額と、さらに県保管分の一部について処理不要のものが確認されたことによります歳出の減額でございます。

次に、2、環境保全事業費の施設整備工事請負費は、こちらも先ほど歳入の部で御説明しました大気測定局整備工事に係る入札残の減額でございます。

次に、事務費ですが、こちらも先ほど歳入の部で御説明しました新基準対応の航空機騒音測定機器購入に係ります助成金の減額によるものです。

以上、環境対策課の補正予算額としましては、1,254万6,000円の減額となります。

続きまして、第45号議案高知県手数料条例等の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

⑥条例その他の109ページをお願いします。

今回の改正は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴いまして、同法の引用規定の整理などを行うものです。具体的には、条例第24条の2になります。

まず、条例の見出しにつきまして、法律の改正に合わせて、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めます。また、法律の改正によりまして、表1

と表2の引用規定を整理しますとともに、新たにフロン類の充填を業とする者も都道府県に登録をすることが必要となりましたので、事務の内容と手数料の名称欄の「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」にそれぞれ改めるものでございます。

以上、環境対策課からは以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

◎三石委員長 はい、質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 廃棄物処理の結果については書類で来るわけですがけれども、それ見たらわかるわけですね。その途中でいろんな点検がなされているかどうかということです。実は南国市の奈路に大前田商店の処理場があります。その周辺に住んでる人とか奈路地区の人とかが、空気が臭いとか、前を通ると目が痛いとかいう苦情を訴えております、去年から。大前田商店がここでどんな事業をやっているのか、余り地元の人でも知らんわけですけどね。臭いというて地元が言ったらしいですけど、次の事業を計画しているのかわかりませんが、今度来るがはこんなもんじゃないぞというような暴言を地元の者に言っていると。これは放っておけんなど今思っているところですけど、この大前田商店の今の南国市北部での事業内容と、それからその事業に伴って水や空気に影響する可能性があるのか、ないのか、県としてどういう判断ですか。

◎川上環境対策課長 その件につきましては、いろいろ南国市も介して御連絡もいただいています。そのにおいの問題であるとか水の問題であるとか、そういうところがありますので、環境研究センターで測定もしております。それで、その測定の結果につきましては、この前返しております。申し立てた方にもその結果、環境研究センターの測定結果についてはお返ししています。その内容につきましては、特に基準上、結果として問題はなかったという結果で返しています。

◎坂本（孝）委員 そしたら、その目が痛いとか臭いとかいう問題はどういうところから出てますか。

◎川上環境対策課長 環境サイドから見たときの検査からはですね、特にそれに結びつく、因果関係はそこまでわからないですけど、基準上の問題は特にはなかったということです。

◎坂本（孝）委員 研究センターでのその調査はどういう調査をしましたか。

◎川上環境対策課長 特ににおいとかですね、それからサンプル調査。水ですね。空気中のおい成分の調査をしております。

◎坂本（孝）委員 それで、特に問題はなかったと。

◎川上環境対策課長 測定した結果は特に問題があるような数値ではなかったということです。

なお、もう一方の方のところもいろいろ工作、木工作なんかもやられてるということで、そういったところもボンドとか塗料とか使用してるということもあるようですので、

そこら辺のどっちがどうなのかというところまでは特にわからないという状況です。どちらが影響してるのかということは。ただ、その空気中のおいについては、調査した結果では特に問題のある数値ではなかったということです。

◎坂本（孝）委員 今後、この大前田商店というのは何か新たな事業を行う予定はあるがですか。

◎川上環境対策課長 私は聞いたことはございません。

◎坂本（孝）委員 木工所のボンドとかいう今お話がありましたけれども、実はこの木工所のほうも、臭いと言いだした一人のようでした。みずからそういうにおいを出す人がそういう仲間へ入るかどうかということもあるがですけどね。

◎川上環境対策課長 そのどちらがどうなのかというところは、そこまでは県としてどうこう言えないんですけど、ただ、におい成分を測定した結果は特に問題があるものではなかったと。

◎坂本（孝）委員 問題はなかったと。

◎川上環境対策課長 検査した結果は問題なかったということです。

◎坂本（孝）委員 いろんな成分分析した結果、数値的に問題がない場合でも、これまでになかったにおいがあると、目が痛いということも言っているわけですから、その測定の方法に何らかの落ち度があるんじゃないかと思います。

この問題は多分これからも地元で続いていく問題だと思いますので、これから積極的に関与しながら、どういう流れになっていってるのか見ていきたいと思いますので、県もしっかりと、このにおい、目が痛いという問題の根源、これをしっかりと県民のために解決してもらわんといきませんので、よろしく願いいたします。

◎川上環境対策課長 その大前田商店の話の中では、排気ダクト等に少しオゾンを含む可能性もあるということで、そこら辺のダクトをちょっと検討してみるという話は聞いております。

◎坂本（孝）委員 オゾンを含む可能性はどうです。

◎川上環境対策課長 排気ダクトにオゾンを吹きかけることによって、その臭気を抑える効果があるようですので、そういったものを少し試してみようかと考えているようでございます。

◎坂本（孝）委員 そのにおいをなくしていきたいと。

◎川上環境対策課長 そういうことを検討してみたいということです。

◎加藤副委員長 PM2.5、皆さんテレビ、新聞等で報道されて非常に関心が高いと思うんですけども、この分析の委託料も計上されてますが、ちょっと状況を御説明いただけますでしょうか。

◎川上環境対策課長 PM2.5につきましては、いろいろ新聞等でも報道されてます。県

として注意喚起、そういう要綱もつくりまして、例えば環境基準の2倍、1日平均70マイクロプログラム以上となるおそれがある場合には注意喚起を行うようにしております。その注意喚起がなされますと、当課から関係各課、福祉保健所、市町村、マスコミ等へ情報を伝えまして、速やかに県民にその注意情報が流れていくシステムを今つくっております。この前、10都道府県ぐらいで注意喚起が出たということになってましたけど、その際にも本県の場合は40マイクロプログラムぐらい、最大で70マイクロプログラムを超えるおそれはなかったという状況です。

あと、このPM2.5につきましては、非常に微細な粒子ということで、健康への影響が危惧されます。大体髪の毛の30分の1の大きさですので、血液中に溶け込んでいくということもありますので、そういった意味で、早目早目に注意喚起を行うようにしていきたいとは考えております。

それとあわせて、このPM2.5につきましては、昨年6月補正で安芸と中村に測定局を整備しまして、今現在5局体制で監視するようになっております。それによりまして全県的なカバーが一定できる形になったと思っております。

◎加藤副委員長 その5局体制で全県的に西から東までできるようになってですね、私もどっちかという西のほうに影響があるんじゃないかという心配があったもので、須崎までしかなかったですね。それで、中村にもつくって全県的にカバーができるようになったのかなと思うんですけど、西、東、中央で差というのは今のところ特に観測はされてないですかね。

◎川上環境対策課長 顕著な差というのではないと思います。

◎加藤副委員長 日高のエコサイクルセンターですけれども、橋をつくる云々の話は今どんな状況でしょうか。

◎川上環境対策課長 高架橋の整備につきましては、昨年の委員会でも出てたようなんですけど、そのときの説明と重複するかもわかりませんが、基本的に建設費17億円以上と言われております。ただ、その事業の実施に当たっては、国の社会資本整備総合交付金でありますとか有利な辺地債、そういったものを活用しながら慎重に今検討しておると。ただ、前提はあくまで日高村の意向が大前提になりますので、事業主体であります日高村が事業実施を判断した場合には、最大限、村の意向を尊重して協力と支援を行っていくというスタンスは変わってございません。

◎加藤副委員長 ということは、まだその日高村でどうするか判断が出てないということですね。

◎川上環境対策課長 そういうふうには聞いておりません。

◎田村林業振興・環境部長 整備したいという方向ではなってます。ただ、時期の問題については、一定先ほど課長が言ったような形の条件整備が整わないとできないということ

で、整備のために村の中で一定それに備えた積立金を毎年やっていこうという状況に今なっているということです。

◎三石委員長 ほかに。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、林業振興・環境部から3件の報告を行いたいという申し出がありますので、これを受けることといたします。

まず、第2期産業振興計画について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎高橋林業環境政策課長 第2期産業振興計画について御報告させていただきます。

別冊でお配りしているA3横の資料をお願いいたします。

第2期産業振興計画の進捗状況や改定のポイントなどにつきましては、本年1月21日に開催をいたしました第2回産業振興計画フォローアップ委員会の林業部会のほうで御議論をいただき、1月27日に開催されました第2回産業振興計画フォローアップ委員会です承をいただいたとございます。本日は、今回改定した内容を中心に、フォローアップ委員会でのいただいた御意見などもあわせまして、できるだけ簡潔に御説明さしていただきたいと思います。

まず、資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。

産振計画での林業分野における取り組みの目標等をまとめた資料でございます。

林業分野におきましては、もう既に御案内のとおりだと思っておりますが、4年後の平成27年度末には原木生産量を72万立方メートル、また10年後の平成33年度末には81万立方に、また木材、木製品の製造業出荷額等につきましては、4年後には190億円、10年後には200億円産業にするという目標を掲げまして、原木の生産から加工、流通、販売の強化、木質バイオマスの利用拡大など、川上から川下までの施策を一体的に進めているところでございます。

この林業分野におきましては、今回、左側の現状の数字ですが、これを平成24年の数字に置きかえたほかは、目標数値等には変更はございません。ただ、左半分でございます第2期計画のバージョン3の取り組み欄の記載内容が、今回の改定作業の結果を反映して、少し変更になってございます。

具体的な変更箇所を申し上げます。

まず1点目が、上から2つ目の項目の加工体制の中のCLT、これはJASの認定により、正式名称が直交集成板ということになったようでございますが、その推進の取り組みといたしまして、CLT建築物の普及・建設の促進、それからマル新として、新規事業とし

て、CLTパネル工場の整備検討・誘致を追加をしております。

2つ目の変更点といたしましては、流通・販売の欄の3行目に新規の取り組みとして、内航船を活用した大規模輸送や乾燥等の共同事業の実施、これを追加をしております。内容につきましては、先ほど木材産業課から説明ございましたので、省略をさせていただきます。

次の2ページをお願いいたします。

2ページでは、林業分野での産業成長戦略の概要をまとめたものでございます。

林業分野では、本県の成熟した森林資源を良質のA材から中質のB材、そして低質のC材まで余すことなくダイナミックに活用することで、中山間地域での所得の向上と雇用の創出を図るということを基本的な狙いといたしまして、ここの柱の1の原木生産の拡大から、柱6、健全な森づくりまでの6つの柱立てでさまざまな取り組みを進めておるところでございます。こうした取り組みの基本戦略については、変更はございません。今回、具体的な取り組み内容として、先ほど説明いたしましたCLTに関する取り組みと流通販売力の強化に関する取り組みを追加したところでございます。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。

林業分野での来年度に向けての計画の改定に当たっての戦略の柱2の加工体制の強化に関する取り組みといたしまして、今回、CLTに関する取り組みをバージョンアップすることといたしております。

CLTに関する現状、課題、今後の取り組み内容につきましては、先ほど木材産業課長から詳しく説明ございましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。1つだけ補足させていただきますと、この資料の左上の現状の欄の一番下、4のCLTのJAS認定が、これ資料の作成順の関係で25年年内の策定の見込みと記載されてますが、現在でもう12月に既に策定されておりますので、補足させていただきます。

このCLTに関するフォローアップ委員会の林業部会での意見といたしましては、CLTは木材需要の出口対策として重要であり、また県民だけでなく全国的な注目度も高いので積極的に進めてもらいたいとの御意見をいただきまして、取り組みの方向についても御了承をいただいたところでございます。

続きまして、資料の4ページ以降でございます。

この6本の柱立てに沿いまして、それぞれの項目での具体的な取り組み状況を取りまとめておりますが、記載内容につきましては、これまでの各課長からの説明と重複をいたしますので、私からの説明は省略させていただきます。フォローアップ委員会でいただきました主な御意見をここで紹介をさせていただきます。資料はなく、口頭で申しわけございません。

まず、林業分野での各項目での取り組み状況についてはほぼ計画どおり進んでおり、特に大型製材工場の誘致あるいは木質バイオマス発電の設置の支援など、県の取り組みは雇用の拡大にもつながり評価ができるという肯定的な評価をいただきまして、取り組み状況全般に関しては了承いただいたところでございます。ただ一方で、最近では国の経済対策に伴う公共事業の増加により、林業分野での労働力が建設業に流れてるんじゃないか、加えて、去年は雨等の影響もあり、搬出等の作業ができる日が少なかったことから、原木生産の計画量の達成も懸念される。また、午前中、川井委員からもございましたが、高齢化等により労働力が不足してると思われ、労働力確保対策が急務である。特に、若い労働力を確保するためには賃金アップなど待遇改善がポイントになり、そのためには森林組合を初めとする事業体の体質強化が必要と。さらに加えて、原木の搬出コスト削減のためには、市町村等とも連携をして、林道、作業道等の基盤整備が必要といったような御意見をいただいたところでございます。

また、今後の方向性としましては、各施策のパーツはそろっており、これを地域内において施策間の連携を徹底することで目標の達成が可能と考えられる。ただ、原木の生産や供給の動向につきましては、木材価格の動向などにより、例年と違う流通の動き、具体的には県外へ出てるという動きも見られることもあるので注意が必要という御意見もいただいたところございまして、これにつきましては適宜現状を調査、把握するように対応しておるところでございます。

次に、連携テーマの「新エネルギーを産業振興に生かす」の改定のポイントについて御説明させていただきます。

資料の11ページをお願いいたします。

「新エネルギーを産業振興に生かす」の部分でございますが、大きな方向性として変更はございませんが、こうち型地域還流再エネ事業を初めといたします取り組みの進展などを踏まえまして、記載内容を整理し直しておるところでございます。昨年度の当委員会での説明資料と比べまして変更した点を中心に御説明させていただきます。

まず左側の、現状と課題に関しましては、固定価格買取制度の導入や大型製材工場の立地条件も踏まえまして、新たな課題として、南海地震対策のための災害に強いまちづくりや系統連系枠の確保などを課題として追加をしております。

また右側の、目指す姿としまして、地域資源を活用し、メリットを最大限地域に還流させること、そして災害に強い地域づくりを追加しまして、新たな取り組みとして、真ん中の3段目でございますが、グリーンニューディール基金を活用した防災拠点等への新エネルギーの導入の促進を追加したところでございます。

次に、26年度に向けての改定項目について御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

まず、ここでは、風力発電の導入促進として、国による洋上風力発電の実証研究が開始をされたことなどから、新たに洋上風力発電の可能性の検討にチャレンジするため、具体的には、地元の漁協や自治体、事業者等を対象とした勉強会の開催などを計画してるところでございます。

13ページをお願いいたします。

改定内容の2点目でございます。防災拠点等への新エネルギーの導入促進としまして、グリーンニューディール基金を活用しまして、災害時に防災拠点となる市町村有の施設や民間施設を対象としまして、災害時の非常時に必要なエネルギーを確保するために再生可能エネルギーや蓄電池等を導入する経費に対して補助する、あわせて県有施設への導入を進めることとしています。

また、14ページ以降につきましては、新エネルギー分野での取り組みの現状、課題、今後の取り組み方向、方向性をまとめたものでございますが、記載内容につきましてはこれまでの新エネルギー推進課長の説明及びこの後の報告事項とも重複いたしますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で産業振興計画についての報告を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、こうち型地域還流再エネ事業スキームの進捗状況について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎塚本新エネルギー推進課長 新エネルギー推進課でございます。

それでは、報告事項といたしまして、こうち型地域還流再エネ事業スキームの進捗状況について御報告いたします。

お手元の商工農林水産委員会資料、報告事項の赤いインデックス、新エネルギー推進課をお開きください。

まず、事業の実施状況について御説明させていただきます。

現在、安芸市、土佐町、佐川町、黒潮町、日高村、土佐清水市の6市町村において、合計約10メガワットの太陽光発電事業を進めているところです。

まず、第一弾となる安芸市での事業につきましては、昨年12月24日に発電事業会社を設立し、出力規模約4.5メガワット、総事業費約13億7,000万円の計画で、1月9日に安全祈願祭を行い、工事に着工しており、本年11月ごろの売電開始を予定しております。

次に、土佐町の事業につきましては2月24日に、佐川町の事業につきましては2月25日に、それぞれ発電事業会社の発起人会を開催し、会社の基本事項を決定したところでございます。それぞれの出力規模と総事業費につきましては、各候補地の事業進捗状況のとこ

ろに記載をしている内容でございます。現在、この計画どおり、会社設立登記の準備を進めているところでございます。

また、黒潮町の事業につきましては12月2日に福留開発株式会社と、日高村での事業につきましては12月5日に荒川電工グループと、土佐清水市の事業につきましては1月28日に荒川電工グループとの間で、それぞれ3者協定を締結したところでございます。事業規模といたしましては、先ほどと同じでございますが、それぞれ黒潮町、日高村、土佐清水市、この表に記載している内容でございます。

なお、土佐清水市でございますが、太田残土場と足摺岬中学校跡の2カ所での実施を計画しています。それぞれ会社の設立に向けて現在準備を進めているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。

こちらに、先ほど御説明をいたしました、現在取り組んでおります7カ所の位置図と事業規模をお示ししております。

なお、これらの全ての発電事業につきましては、平成25年度の買い取り価格の適用が受けられることとなっております。引き続き、発電事業会社の早期設立に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 こうち型地域還流再エネ事業スキーム、7カ所の話があったのですが、26年度で大体設置が終わると。こういう事業は、高知県に収益をもたらすというスキームでつくられたわけですが、今後26年度以降の取り組みとか市町村の意向というのはどうなっていますか。

◎塚本新エネルギー推進課長 次年度につきましては、予算組みをさせていただいておまして、3,100万円要望を上げさせていただいております。今、1カ所御希望をいただいているところがございます。採算性等につきましては、現地も見ながら検討してるところでございます。あと、その市町村の意向も固まれば、そちらで平成26年度は実施したいと思っております。ただ、だんだん買い取り価格も下がってきておるところもございまして、先ほど御質問いただきましたように非常に適地も限られてくるということもございまして、今後、今年度と同じような形の展開ができるかについてはちょっと不透明なところもあろうかと思っております。こちらといたしましては、今年度、できるだけ多くの地域で、有利な展開をしたいということで、精いっぱい頑張ったところでございますので、今後の国の動き等も見ながら、どういう形で展開をしていくかという検討も必要かなと思っております。ただ、スピード感を求められるところがございますので、できるところについては今年度やっているという御理解をいただければと思うところでございます。

◎横山委員 26年度の予算の中にはこのスキーム、補助事業として組んでましたので、新

たなどころがあるかなと期待をしながらいろいろ説明を聞いてたわけですが、固定価格買取制度で太陽光は下がっておるわけですが、コストが下がるので買い取り価格を下げるということがあるかもわかりませんので、市町村と県が、また県民が一緒になってこの事業を、今回の国の流れというのを取り入れるという形で知事がこのこうち型を検討していただいたということですので、高知県に利益を還元するというたらこういうスタイル、スキームが一番いいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、これからの話になろうと思うのですが、来年度以降もよね、こういうものができて、高知県は、自然エネルギーで十分ですよという状況ができれば非常にうれしいと、そんなに思いますので、取り組み等々についてよろしくお願ひしたいと思います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、生物多様性地域戦略の策定について、環境共生課の説明を求めます。

◎小松環境共生課長 環境共生課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

生物多様性基本法に基づきまして昨年度から策定作業を進めておりました生物多様性地域戦略ができ上がりましたので、その概要を御報告させていただきます。

報告事項3ページをお開きください。

まず最初に、修正をお願ひしたいと思います。1、策定の背景の3行目でございます。

「平成24年には」というところを「平成22年」に修正をお願ひしたいと思います。

では、御報告を始めます。

まず、1の戦略策定の背景でございますが、地球レベルで野生生物の種の絶滅が過去にない速さで進行し、その原因となっております生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきたことなどを背景に、平成4年に生物多様性条約が採択され、平成22年には名古屋市でこの条約の締約国会議が開催されました。一方、国内では、生物多様性基本法の制定や生物多様性国家戦略の決定が行われ、平成24年までに全都道府県で生物多様性地域戦略の策定に着手することが行動計画に盛り込まれましたので、これを受けまして、本県においても平成24年に地域戦略の策定に取りかかったものでございます。

次に、2の策定の目的でございます。

生物多様性の保全や持続的な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とするものでございます。

3の生物多様性についてでございます。

生物多様性という言葉はまだまだなじみが薄いようではございますけれども、生物多様性条約では、生態系、生物種、遺伝子という3つのレベルの多様性で構成されるものとされております。地球上の生き物は、さまざまな環境に適応して進化する中で、全て直接的、間接的

に支え合って生存してございます。

では、戦略の概要でございます。

4ページをごらんください。

まず、戦略の名称ですが、生物多様性とか地域戦略、こういうような難しい印象を和らげるために、主タイトルといたしまして「ふるさとのいのちをつなごうこうちプラン」としております。

戦略の内容でございますが、初めに、第1章から第3章までで、本県の現状について、自然、生き物、暮らしの視点から整理しました。本県の豊かな自然を再確認するとともに、この自然の恵みが衣食住やなりわいなどと密接にかかわり、私たちの暮らしを支えているということ、また社会情勢の変化や気候変動等の影響によって自然が変化してきているということを述べております。

次の章、第4章では、自然に対する働きかけの減少など、生物多様性の4つの危機や戦略の必要性について述べ、本県の課題を第5章で改めて整理しております。本県の課題といたしましては、山では森林の荒廃や、川では濁水の長期化など、各エリアで生物の多様性が損なわれている状況が見られます。また、過疎化や第1次産業の従事者の減少、若い世代の自然に対する関心の低さなど、さまざまな問題が複雑に絡み合っただけでなく、自然環境が変化し、生態系に影響を及ぼしていることなどが上げられます。

これらを踏まえまして、次の第6章で、戦略の理念や将来目標、行動計画を掲げ、最後に第7章で、各主体別の役割分担や推進体制を整理しております。

次に、戦略のコンセプトを御説明いたします。

5ページをごらんください。

基本的な考え方は、将来にわたって本県の豊かな自然とともに生き、発展していくために、本来の自然のあり方を理解し、生物多様性を保全、再生していくこととし、これを「ふるさとのいのちをつなぐ～豊かな生きものの恵みを受けて美味しく楽しくずっと暮らそう高知県～」という言葉に集約して、基本理念といたしました。

次に、将来目標と計画期間でございますが、本戦略では、100年先を見据え、中期目標と、10年後の短期目標を設定し、今後10年間を計画期間とした行動計画を立てました。

なお、この戦略は5年目に見直しをかけることとしております。

行動計画について、次の6ページをごらんください。

行動計画では、知る・広める、つなげる、守る、活かす、この4つを掲げ、それぞれ柱となる取り組みを整理いたしました。1つ目の知る・広めるのプランでは、生物多様性の価値を理解し、社会全体で共有することを目的に、普及・啓発や教育の推進などの3つの柱となる取り組みを掲げています。2つ目のつなげるのプランでは、生物多様性を支え、次世代へつなぐ仕組みと基盤をつくることを目的に、調査と研究、体制の強化の2つの柱

となる取り組みを掲げています。3つ目、守るのプランでは、自然環境の保全と回復を図ることを目的に、5つの柱となる取り組みを掲げています。最後に、活かすのプランでは、生物多様性の恵みを生かした地域産業の持続と活性化の促進を目的に、地域資源の活用促進や1次産業の強化の2つを柱としています。

次の7ページをごらんください。

戦略の推進体制でございます。

この戦略は、自然環境の保護だけでなく、産業なども含む非常に多岐にわたる内容となっておりますので、行政だけではなくて県民や事業者、NPO団体等と協働し、連携の上、取り組みを進めてまいります。

簡単ではございますが、以上が生物多様性高知戦略の説明となります。

最後に、今後の取り組み案について御説明いたします。

次のページをごらんください。

個々の取り組みにつきましては、先ほどの行動計画の一つで取り組んでいくこととなりますが、生物多様性という言葉自体がまだまだ浸透していると言いがたい状況ですので、まずは多くの県民の皆さんに関心を持っていただき、生物多様性に配慮するという意識が社会生活の全体に浸透していきますよう、行動計画の知る・広めるに重点を置いて、情報発信やワークショップなど普及啓発事業を中心に取り組んでいきたいと思っております。

なお、この戦略は、2月18日に環境審議会から答申をいただきまして、現在、印刷作成中でございます。仕上がりました時点で本委員会のほうに提出させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 これ初めて見て、気がついたことなんですけれども、この遺伝子の多様性っていうところがありますよね。心配してるのは、遺伝子組み換えの作物だとか種苗、これが高知県の農産物だとか生態系に与える影響ってのはすごく大きいと思うんです。戦略の概要も、化学物質だとか外来種はあるんですけれども、そういう文言がないんでね、その観点は一体どこへ行ってるのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども。

◎小松環境共生課長 遺伝子の組み換え食品だとか出回ってる分につきましては、この戦略の中では特に取り上げてございません。世界全体でこの生物多様性の条約という形で出ましたときに、遺伝子組み換え食品というか、食品だけじゃないと思っておりますけれども、遺伝子組み換えのことにつきまして、国同士の取り決めということが取り上げられましたので、その制約の中で国全体としてやっていくべきことかなと考えております。今回の生物多様性の地域戦略につきましては、県民全体でさまざまな人々が協働して生活とか自然環境の保全、生物多様性という観点で自分のできることから取り組みを進めていこうとい

う、どちらかというソフトな戦略となつてございますので、遺伝子の関係も大事な重要な部分だと思いますけれども、こちらの戦略の中では先ほど申し上げましたとおり取り上げてございません。

◎吉良委員 あえて外されたのかなと思うんですけども、すさまじい勢いでアグリ産業が大きくなっていますんで、でも実際、高知県内でも、地元の種を残そうだとか、種を保管していこうという流れもあるわけですから、これでは触れられてないということですけども、環境共生課として常にそこな辺については意識的な啓発や、あるいは検討、研究も続けていただきますように、またこの環境審議会ですか、中でも論議をしていただけるように要請したいと思いますけれども、その点はよろしいですか。

◎小松環境共生課長 環境審議会の自然環境部会を毎年開きまして、進捗状況管理、進捗状況の調査をした結果について審議していただく場を年に1回は設けることとしておりますので、そちらの中でもまた改めて御審議いただきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 生物多様性、そういうものを保護することで自分も保護されないかん思よったがですけど、これ見よったら、人間も生態系の一員と書いてくれちゃってですね、本当によかったと思いますが、この生物多様性、この取り組みが今本当に大事だと思います。地域では魚を放流したり、ツガニとか、アユは昔来てたけれども、堰の形状でアユも来なくなったとかいう地域が県内どっさりあるわけです。そういう中で、地域でアユをよそから持ってきて放流するとかいう動き、ツガニを放流したりとか、時期がありますけど、3月に放流せんといかんわけですね。時期があるわけですけども、ところが川の状態を見てみると、土砂がいっぱいたまったり、とても放流しても魚がすめる状態ではないと。ボランティアでその土砂をショベルカーで取り除きたいというときも河川課に届けもしながらやっていかないかん、時間がかかるわけです。

そこな辺の基本的な問題があるわけです、こういう事業進めるのに。何が弊害になっているのかをよく精査してもらいながら、土砂を取り除くにしても、大きな石は川の中へ残してとか、不要な砂だけを取り除きましょうとか、そういうことをタイムリーにできんといかんですね。届けを出して時間がかかるということではいかんと思いますよ。各地で取り組みがどんどん行われてますので、ぜひそれを早くできるようにお願いしたいと思います。

◎川井委員 この将来の目標と計画期間というのが10年後、50年後、100年後となつてますけど、来年のことを言ったら鬼が笑うというところで、50年、100年いうたら今の者で検証ができんでしょう。もうちょっと短い期間で検証ができるような計画期間にしたほうがもっと実用性があるんじゃないですか。

◎小松環境共生課長 100年後というのはあくまでもイメージといいますか、こういうところまで到達したいという目標を掲げておりまして、実際のこの計画の行動計画の期間は

10年間でございますので、5年ごとに見直しをかけていくということでございます。

◎三石委員長 じゃあ、よろしいですかね。

(なし)

◎三石委員長 はい、これで質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部を終わります。

委員の皆さんにお諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、以後の日程については、あす午前10時から行いますので、よろしく申し上げます。はい、お疲れさまでした。 (16時43分閉会)